

石川県中央会 会報 NO.1

目 次

巻頭ゼミナール

- ◆「問題は、本当に価格なのか」
神戸国際大学経済学部 教授 中村智彦氏 2
- ◆「能登地震震災復興の市民活動レポート① 建物点検から土蔵修復によるまちづくりへ」
有限会社水野雅男地域計画事務所 代表取締役 水野雅男氏 5

能登半島地震災害について

- ◆緊急要望を行いました！ 7
- ◆全国中小企業団体中央会 佐伯会長から「能登半島地震義援金」贈呈 9
- ◆能登半島地震災害義援金へのご協力お礼について 9

トピックス

- ◆春の叙勲・褒章 受章の方々 12
- ◆中小企業組合における通常総会の招集時期の変更について 13
- ◆事業協同組合等における法人税申告書別表の記載方法について 17

中央会事業だより

- ◆平成 19 年度 表彰式並びに第 52 回 中央会通常総会開催される 23
- ◆中央会表彰式 受賞の方々 24
- ◆平成 19 年度 中央会事業について 27
- ◆第 7 回 中央会女性部通常総会開催される 34

中央会からのお知らせ

- ◆平成 18 年度 県内新設組合のご紹介 35
- ◆県内の情報連絡員報告（4月） 36
- ◆平成 19 年度 中央会事務局組織図 40
- ◆事務局新規採用職員の紹介 40
- ◆第 59 回 中小企業全国大会（東京都）開催のお知らせ 41
- ◆個別専門相談室開催のご案内 41

- ◇決算関係書類等の提出をお忘れなく 42

問題は、本当に価格なのか (神戸国際大学経済学部 教授 中村 智彦氏)

個人商店が苦境にさらされている。これは否定しがたい事実である。石川県でも、平成6年商業統計調査以降、平成16年調査まで、5回連続して商業の事業所数は減少している。商店街の空き店舗の増加も歯止めがかからないのは、石川県のみならず全国各地で見られる現象である。

郊外型大型小売店舗の増加、全国チェーン店の進出、そしてそれらが仕掛けてくる価格競争。まさに、個人商店にとっては逆風が吹き続けているかに見える。

価格が問題

昨年度、岐阜県眼鏡商協同組合青年部で、岐阜県中小企業団体中央会の支援を受けての勉強会が開催された。参加者の多くは、後継経営者もしくは後継候補者である。打ち合わせから、第一回の勉強会。今、個人商店が置かれてる状況の厳しさをそれぞれ口にした。

「眼鏡店の場合、全国展開を進める大手チェーンの進出や、若者受けする商品構成と低格を売りにする新興のショップの攻勢を前に、既存の個人経営の眼鏡店は非常に厳しい戦いを強いられている。最大の問題点は、価格競争である。」

と、これが、彼らの主張した問題点なのである。価格が問題点であるのでは、勝負できないのかと言えば、一方で、次のような意見が出てきた。

「自分たちでも研修のために、客として、大手のチェーン店や若者向けのショップにも出かけてみた。確かに値段は安い。しかし、商品も、サービスも、技術も安いなりのもの。自分たちが目指す方向ではない。」

つまり、経営が苦境に立たされているのは、チェーン店やショップの安売り合戦が原因だが、自分たちはそちらの方向に進むのではない、と言う訳



だ。では、どうするというのだろうか……そこが、なかなか見えてこない。ともすれば、愚痴の言い合いになっている感がしてくる。

従業員へのアンケート

そこで、参加者に課題を出すことになった。各自、自分の店に戻り、従業員、仮に家族と一緒に働いているのなら家族にも、場合によっては顧客にもアンケートを書いてもらう。そのアンケートの内容は、「自店の他店に勝る10点。自店の他店に劣る10点。」何がなんでも10個書いてもらうようにした。

驚きの結果

さて、二回目の勉強会。一回目よりも多くの参加者が集まり、相当の数のアンケートが集まった。当日、アンケートをコピーし、「劣る点」をハサミで切り離し、問題の種類ごとに分類して、ボードに貼り付けていった。参加者の反応は、予想を超えていた。実は、「価格が問題」と書いているのは3つしかなかったのだ。では、多かったのはなにか。

「店の中に枯れた観葉植物が放置されている。」

「ショーウィンドーが汚れたまま。」

「値札が見にくい。」

「価格がわかりにくい。」

「一見さんへの対応が悪い。」

「言葉使いが悪い。」

「店の奥で食事をしているにおいや音がする。」

「店の中に経営者の趣味のものが溢れている。」

「トイレが汚い。」……………

再度、断っておくが、このアンケートを記入しているのは、従業員と経営者とその家族である。この回答は、どう考えるべきなのだろうか。何より、あれほど「価格」が問題だと議論したのに、ほとんどない。むしろ、膨大な数の接客や店内の清掃やレイアウトに関する問題が提示されたのである。

チェーン店の店長ならクビだ

仮にこうした問題が、チェーン店の店舗で提示されたら、恐らくその店の店長は厳重注意か、下手をすれば更迭されるだろう。生活と商売が一体となっていること、それが親しみやすさや個人商店ならではの風情を醸し出すことだってある。しかし、眼鏡店では、多くの場合、それはプラスには働かない。

このアンケートの後、複数の女性に尋ねてみたが、全員が、眼鏡を購入するという時には、どちらかといえばアクセサリを購入するのに似た感覚で行くと言う。だとすれば、アンケートにでてくるような状況の店では、買う気を失うはずである。

悪いことは他人のせい

商店街の衰退を議論していると、ある問題にぶち当たる。つまり、店主たちがどれほど危機感を持ち、何かを変えていこうという意識があるかどうかである。今回の若手経営者は、まずその意識があり、取って今までどちらかと言えば目をつぶってきた点を直視してみようという考えだったのだ。だからこそ、このようなアンケート調査と分析が可能になった。この結果を笑う人がいるかもしれないが、実際に個人商店、商店街、そこでの問題点をきちんと見つめなおしているだろうか。冒頭に書いたように、「郊外に大型ショッピングセンターができたから」、「安売りする店が増えたから」、「人通りが減ったから」・・・全て他人のせいにして、問題を見ようとしていないか。結局、自分たちは、なんら変わろうともせず、ただ、愚痴と恨み言を言うだけで終わっているのではないだろうか。

個人商店の強みを引き出せ

しかし、今回のアンケートは悪い結果ばかりではなかった。集計が終わって、ひと段落着いた時に、青年部の幹事の一人が意見を述べた。「岐阜の眼鏡商協同組合は、先輩たちの頃から研修を行い、地元眼科医とも連携し、技術向上には非常に努力してきた。このアンケート結果の中に、技術が劣ると書かれているのが一つも無いのを見て、その点ではやってきたことは無駄ではなかったと、ほっとした。」

東京の人気だという格安眼鏡店には、アルバイト募集の張り紙にこう書かれている。「経験不問」こんな店で、本当に安心して眼鏡を作ることができるのだろうか。

個人商店として、生き残るための最低条件である、技術に関しては、しっかりとしたもの形成されているのだ。この点は、誇っていいはずである。もちろん、しばしばこうしたことは、職人芸に走りすぎ、きちんとPRできていないという批判も受ける。しかし、なによりその技術を持っているという点は、もっと評価し、消費者にアピールしていくべきである。

口コミが大きな力を持つ

このアンケートに並行して、筆者の勤める大学の学生たちに協力してもらって、簡単なアンケートを



採った。そこでも、まだまだ個人商店の可能性を見出せるのではという点がいくつかあった。まず、大きな点では、眼鏡を買う場合、どこの店にするかを決めるのは何かという質問で、「親や知人に相談して」というのがトップだったのである。チラシや広告などを参考にするが、やはり口コミが大きくものをいうのである。地域の中で、若者の親や知人をいかにうまく取り込むのか。それは、非常に大きな課題である。

取り組めるところから

関東地方のある商店街を訪問した時に、その女将さん会の人たちに、次のように言われた。「男の人たちは、存外、悲観論者だわ。店の建物が古い、だから汚い。建て替えなきゃいけないが、その資金がない。だから、もうだめだ。そう言って、なにもしようとしな。変えられる点は、いくらでもあるのに。」枯れた観葉植物は片付ける。ショーウィンドーのガラスは毎日磨く。客用のトイレはきれいに保つ。店とプライベートの部分の仕切りを整備する。値札は見やすく、価格もわかりやすく表示する。そんなに難しいことでも、金のかかることでもないはずだ。もちろんPOPのやり方、接客、接遇の訓練などは、なかなか個人商店では難しい。そうしたことこそ、組合で共同して行うべきことだろう。

嫌だが、やらねばならないこともある

この夏、学生たちにも協力してもらって、いくつかの店舗を訪れ、接客などを若者の目から評価してもらうことを実施する予定でいる。一般の客を装って、いくつかのシチュエーションで、どのような対応がなされるか。それを一度、チェックしてみようというのである。

私たちは、確かに自分の悪い点を突きつけられるのは嫌だ。気分が悪い。しかし、問題点を見ず、原因を他に求めているようでは、事態は一向に改善しないどころか、悪化していくだけである。

中心市街地や商店街の再活性化には、多くの関心

が集まっている一方で、現在までに投ぜられた補助金や助成金の金額に比較した実績に批判も集まっている。郊外型のショッピングセンターや、大手チェーンの仕掛ける価格競争の影響は、もちろん大きいですが、一方で各個人商店、商店街の自助努力の欠如を指摘する声も多い。

若手経営者の中には、高齢経営者のことなかれ主義や安定志向に、困惑している人も多いだろう。「なにかしなくてはいけないと焦っているのだが、

どこから手をつければいいのか、判らない」という意見もよく耳にする。そうした状況にあるのなら、ここで紹介したように一度、きれいごとではなく、「自店の優れた10点」「自店の劣っている10点」に従業員も入れて、アンケートしてみてもはどうだろう。そこでの厳しい結果、見たくない指摘が出てくれば、そこからまず手をつければいいのか。問題は、価格だけではないはずである。



中村 智彦
(なかむら ともひこ)

【常勤】
神戸国際大学経済学部 教授

【非常勤】2007年度
日本福祉大学経済学部 専門演習・卒業論文指導
関西大学商学部「中小企業論」

【研究調査のテーマ】
・中小企業論
(中小企業間ネットワーク、中小企業政策など。)

・地域経済論
(製造業、商店街問題、企業誘致、地方自治体による産業支援問題など。)
☆フィールドでの調査や研究を得意としております。個人的趣味から、最近のニッチ市場やマニア市場なども関心の対象です。

【生年】
1964年 東京都町田市生まれ

【経歴】
1988年 上智大学文学部国文学科卒業
1996年 名古屋大学大学院
国際開発研究科
修士課程
国際協力専攻修了
1999年 名古屋大学大学院
国際開発研究科
博士課程
国際協力専攻修了
1999年 博士号(学術・名古屋大学)取得

【職歴】
1988年 - 1991年
Thai Airways International Co.,Ltd 日本支社勤務
1991年 - 1994年
株式会社 PHP 総合研究所勤務
[1992-1993年 シンガポール支社駐在]
1996年 - 2001年
大阪府立産業開発研究所 経済調査部国際調査室勤務
2001年 - 2007年
日本福祉大学経済学部 助教授
2007年
神戸国際大学経済学部 教授

【役職等】
1995年 - 2002年
財国際観光開発研究センター客員研究員
2001年度
先進的教育情報環境整備推進協議会委員
2001年 - 2002年
佛教大学総合研究所嘱託研究員
2002年度
墨田区産業振興会議工業部会委員
2002年度
大阪府高槻市工業振興ビジョン策定調査委員

2002年度
愛知県アイチ・ブランド創出検討委員会委員
2002年 - 2004年
財統計情報研究開発センター・人口減少と地域経済研究会委員
2002年 - 2003年
大阪湾臨海部緑の拠点創出(堺第7-3区「共生の森」)検討委員会委員
2003年度
財名古屋都市センター 調査部 特別研究員
2003年度
知多南部5商工会ビジョン委員会委員
2004年度
大阪国際空港周辺地域の産業再編に向けた低未利用資源等活用計画策定事業検討委員会座長

(継続中)
1995年 -
国際協力事業団「中小企業論」講師
2002年 -
京都機械金属中小企業青年連絡会 顧問
2004年 -
豊田市企業立地誘致審議委員会委員(2006-副委員長)
2003年 -
愛知県アイチ・ブランド認定審議委員会委員
2004年 -
共同通信社・政経懇話会講師
2004年 -
愛知県産業活性化計画策定委員会委員
2004年 -
財置賜地域地場産業活性化センター地場産品プロモーションアドバイザー
2004年 -
本町大通り商店街振興組合顧問(山形県長井市)
2005年 -
知多市産業振興アドバイザー
2005年度
名古屋市西区生涯教育センター講師
2005年度
高槻市産業振興審議会委員
2005年度
愛知県中小企業団体中央会2010ビジョン作成委員会座長
2005年度
愛知県商店街振興組合連合会「商店街創生事業」アドバイザー(大府市共和小商業協同組合担当)

【賞等】
2002年
東海学術奨励会奨励賞
2002年
阪急・彩都ビジネスワード・コンテスト佳作
2002年
イオン・グループ第二回イオン21キャンペーン「夢ある未来・地域」賞
【その他】
2003-2005 NHKテレビ『21世紀ビジネス塾』ゲスト講師
2005- 静岡放送ラジオ『とれたてラジオ』ゲスト講師
2006.4 日本テレビ『世界一受けたい授業』ゲスト講師

【最近の仕事に関しては】 → <http://blog.kansai.com/stroller/7>

【ネット上でご覧いただける報告書は】 → <http://blog.kansai.com/stroller/8>

能登地震震災復興の市民活動レポート①

建物点検から土蔵修復によるまちづくりへ

(有限会社水野雅男地域計画事務所 代表取締役 水野 雅男氏)

1. ボランティア活動に駆り立てたもの

地震発生(3月25日)の翌日、輪島に入りました。通りを歩いて見る分には大きな被害は感じられませんが、家の中の様子は一変していました。柱が傾いていたり、壁土がガサッと落ちていたり。被害を受けた家主の方々は、これをどうやって修復したらいいのか、いくらぐらい費用がかかるのか、誰に相談したらいいのかもわからずに、途方に暮れているようでした。

私は、約10年前から輪島のまちづくりに携わってきました。01年からは、鳳至上町地区の街並み環境整備事業の計画を策定し、その事業推進を支援してきました。そのなかで「鳳至上町街づくり推進協議会」が組織され、市民主体のまちづくり活動が行われてきました。今回の地震では、その地区の被害が他よりも大きかったことが、私を震災復興の支援活動に向かわせた動機の一つです。

個人が所有されている建物は、もちろん個人資産なのですが、街を構成する重要な街の資産でもあります。打撃を受けた建物に対して手をさしのべないと、どんどん取り壊されていき、街の資産が消えていくばかりではなく、全国画一の建物が代わりに出現し、マイナス面が増えてくるような危惧を覚えました。そういう個人の資産に対して行政は助成することが基本的にはできません。それは、NPO団体がやるべきことなのです。そういう危機感と使命感から、これから述べるボランティア活動を立ち上げました。

2. 損壊建物の点検相談活動から

輪島に入った3日後には、市内の設計士らと建物の点検相談窓口を設けることを市に提案し、地震発生から一週間後には市役所内にその窓口を開設することができました。点検相談活動は、相談相手がなくて困っている家主を支援すると同時に、輪島の設計士と大工職人が手掛けた在来工法による木造住宅の耐震性が優れていることを客観的に評価しアピールする狙いがありました。



損壊建物の点検調査



危険な建物への仮筋交い設置

無料相談窓口には、1ヶ月間で約300軒の申し込みがあり、県内外の設計士や大工職人がチームを組んで点検調査にあたりました。その結果、倒壊の恐れがない軽微なものは半数を超えましたが、危険な状態の中で住み続けている方も少なからずあり、すぐに避難するように勧告した事例もありました。そのように危険性が高い建物には、大工職人が仮筋交いを施す奉仕活動も数十軒に行いました。

3. 土蔵の調査へ

損壊建物を調査するうちに、敷地の奥にある土蔵が軒並みダメージを受けていることが判明したため、建物調査と並行して土蔵の調査を行うことにしました。



土蔵修復セミナー

4月14、15日に

「土蔵修復セミナー」を企画し、我が国を代表する関西方面の左官職人や研究者ら8人を輪島に招いて、約20棟の土蔵を点検調査してもらいました。

その結果、土蔵の多くは、土台や柱の下部に腐食が見られましたが、柱梁の傾きが少なく、全体として良い状態のものがほとんどでした。本体構造の木造軸組、小屋組はしっかりした形で残っているので、技術的には、ほとんどすべての土蔵が修復可能です。

ただ、土蔵に共通する被害として、土壁の外部側が小舞(竹で組まれた土壁の基礎)の水平方向の竹ごと剥離、落下していましたし、土台と柱の下部について一部の例で部分的に腐食がありました。それは、比較的粘性が低い土が使われていたり、全体に縄の量が少なく、締め方も極めて簡易な方法だったり、施工時から湿気で縄の腐食が始まっていたり、左官技術面での問題が判明しました。

4. 土蔵修復のための調査ワークショップ

土蔵修復セミナーの結果を受け、土蔵ごとの修復に向けた調査が必要ということから「土蔵修復調査ワークショップ」を連休中(4月28日～5月5日)に企画開催しました。土蔵を修復したい方、取り壊すかどうか悩んでいる方など



土蔵修復のための調査

約40軒から調査の依頼がありました。県内外から集まってきた設計士や大学生、研究者など総勢70名が、のべ150人/日ボランティア参加し、70棟あまりの土蔵の現況把握(実測)



土蔵修復調査報告会

と所有者の意向把握を行いました。

その調査結果報告会(5月6日)では、土蔵の所有者の方を招き、損壊状況とその原因の説明とともに、修復方法についても紹介しました。

5. 土蔵修復によるまちづくりへ

土蔵を修復するにあたり、「みんなで一緒に土蔵を修復・活用する」というスローガンを掲げました。それは、優れた技術を共有し修復に活用できる、コストを低く抑えることができる、全国からボランティア参加者の支援を受けやすい、国をはじめとする様々な公的支援を得やすくなる、蔵の街としてアピールし来街者の回遊を促すことができるなどのメリットを享受するためです。

今回の調査から、土蔵は以下の3つのタイプに分類できました。

- 【タイプA】 生業空間として再生し一般に公開する土蔵(酒蔵や塗師蔵など)
- 【タイプB】 賃貸空間として協働作業で再生できる土蔵(現在遊休化している)
- 【タイプC】 私的空間として再生する土蔵(母屋の奥でプライベート利用)

私たち(土蔵修復支援活動実行委員会)は、土蔵の修復に対して技術面、労働提供、情報発信など多面的な支援を考えています。

現在土蔵が遊休化しており、かつ裏の路地などから母屋を通らずに土蔵に入ることができるタイプBについては、「金沢大野くらくらアートプロジェクト」を参考として、私たち実行委員会が一定期間借用し、修復させていただき、修復した土蔵空間に漆器職人見習い(漆芸研修所卒業生など)やアーティスト等を店子として入ってもらうことを想い描いています。

6. 土蔵修復が動き出した

土蔵で上塗りをする塗師屋や酒を造る酒屋は一刻も早く「仕事場」を正常な状態に戻さねばなりません。そのため、一部の土蔵では、ボランティアらが崩れた壁土を取り除き、設計士と修復プランを検討し始めています。また、夏休みに集中的に土壁づくりを行うため、泥団子ワークショップの企画も着々と進められています。(次回、続編をお届けします)

◇活動拠点 石川県輪島市河井町 4-66-1 「あての家」

◇ブログ <http://wajimareno.exblog.jp/>



水野 雅男

(みずの まさお)

【出生】

1959年4月21日
白山市(旧松任市)生まれ

【学歴/経歴】

・1975年4月-1978年3月
石川県立金沢泉丘高等学校
理数科

- ・1978年4月-1983年3月
東京工業大学 工学部 社会工学科
- ・1983年4月-1985年3月
東京工業大学 理工学研究科 社会工学専攻
- ・1985年4月-1989年4月
社団法人 地域振興研究所 研究員
- ・1989年5月-1990年3月
東京工業大学 社会工学科 研究生
- ・1990年4月-1993年7月
株式会社 地域開発研究所 研究員
- ・1993年8月
有限会社 水野雅男地域計画事務所 設立

【資格等】

技術士(建築部門1993年3月)
中心市街地活性化商業活性化アドバイザー
石川県地域づくり推進協会コーディネーター
金沢大学非常勤講師

【受賞】

石川TOYP(The Outstanding Young People)大賞受賞(1999年)
バリアフリーフェスタ全国デザインコンペ最優秀賞受賞(1998年)
地域づくり総務大臣表彰受賞(金沢大野くらくらアートプロジェクト 2004年)

【執筆論文等】

『金沢アートアヴェニューでのオープンカフェ社会実験』(道路行政セミナー06年2月)
『住民主体のまちづくりとワークショップ』(建築とまちづくり264号99年3月)
『フォトエッセー都市空間の表情』(自主発行 98年7月)
『北陸におけるリゾート開発の可能性』NIRA研究叢書(88年)
『マリナー整備の経済的・社会的効果に関する基礎的研究』(土木学会 92年11月)第15回土木計画学研究発表会論文集
『港とまちの空間構成上の関連に関する史的研究』(土木学会 85年6月)第5回日本土木史研究発表会論文集

【主要な委員】

金沢市協働をすすめる市民会議委員(05-06年度)
富山県新総合計画「県土づくり研究会」委員(05年6-9月)
金沢市市街地活性化推進委員会委員(03-04年度)
松任市総合開発審議会委員(97-98年度)
石川県新長期構想検討百人委員会委員(94-95年度)

緊急要望を行いました！

去る、3月25日の能登半島地震に際しては、輪島市、七尾市、穴水町、志賀町を中心とした地域に大きな被害が発生し、県内の中小企業組合並びに傘下の中小企業においても計り知れない深刻な影響が見受けられました。早速、中央会として五嶋会長をはじめ能登地域の組合の代表の方々と共に、4月6日に石川県に対して産業復興等に関する緊急要望を行いました。谷本知事から力強い復興推進計画と励ましの言葉を頂くと共に参加者からはそれぞれ被災地の厳しい現状報告、また復興支援に対する切実な要望が多数行われました。

要望先	谷本正憲	石川県知事
	杉本勇寿	石川県副知事
	高本隆	石川県商工労働部 部長
	山口裕啓	石川県観光交流局 局長

要望者	五嶋耕太郎	石川県中小企業団体中央会	会長
	岡垣昌典	輪島漆器商工業協同組合	理事長
	的場明司	輪島観光温泉旅館協同組合	理事長
	小山桂一	輪島市商店連盟協同組合	理事長
	大井徳秀	和倉温泉旅館協同組合	理事長
	二俣馨	能登生コンクリート協同組合	理事長
	竹林耿郎	輪島建設協同組合	理事長
	大釜勝勇	門前建設業協同組合	理事長
	寺岡才治	富来町商業近代化協同組合	理事長
	安田慎一	石川県中小企業団体中央会	参与(当時)



谷本知事への要望①



谷本知事への要望②



谷本知事への要望③



杉本副知事への要望

☆石川県に対する要望事項☆

1. 制度融資の拡充、創設等
 - ・被災地中小企業に対する特別融資制度の創設（利率、償還期間、据置期間）
 - ・被災地中小企業に対する既存借入融資の償還期間の延長
 - ・特別融資制度等に対する別枠特別保証制度の創設
2. 需要の拡大にかかる緊急対策
 - ・緊急需要増大事業の展開（能登まるごと買い物ツアー等）
 - ・緊急誘客事業の展開（能登誘客大キャンペーン）
 - ・大型イベントの能登への誘致促進
3. 風評被害への防止対策
 - ・広報活動の推進（「がんばる能登」広報作戦等）
4. 後継者等の確保と育成対策の推進
 - ・輪島塗等の伝統産業の後継者の確保と育成
 - ・被災事業者の後継者の確保と育成
5. 相談事業の拡充
 - ・事業展開及び復興に向けた相談会の開催（不安解消と経営意欲の再生）
 - ・期間限定相談窓口の設置（行政、法律、税務、経営、労務、建設設計等）
6. 被災地協同組合等の復興事業に対する補助事業の創設



高本商工労働部長への要望



山口観光交流局長への要望

☆中央会の対応☆

- ◆ 3月25日（日） 能登半島地震発生
- ◆ 3月26日（月） 中央会・サポートデスクの設置（次長以下4名で震災対応窓口とする）
お見舞いファックスの送信（羽咋市以北60組合等へ送信）
- ◆ 3月27日（火） 悪徳業者についての注意喚起（羽咋市以北60組合等へ送信）
- ◆ 3月29日（木） 被災地組合へ見舞金を持参（羽咋市以北60組合等）
～4月5日（木）
- ◆ 4月2日（月） 義援金の協力依頼（羽咋市以北60組合等を除く県内各組合）
～4月30日（月）
- ◆ 4月6日（金） 石川県に対して災害対策要望を実施
- ◆ 4月12日（木） 震災特別支援制度を含めた制度融資説明会（県内10市）の開催
※今年度は被災地の志賀町、穴水町でも開催

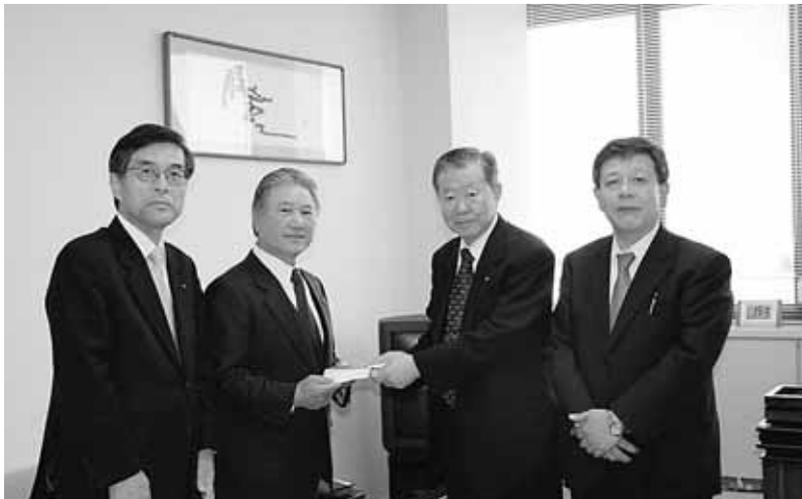
全国中小企業団体中央会 佐伯会長から 「能登半島地震義援金」贈呈

去る5月15日、全国中小企業団体中央会の佐伯昭雄会長が来会され、当会五嶋会長に「能登半島地震災害義援金」を贈呈頂きました。

義援金は、全国中小企業団体中央会が各県の中央会に呼びかけ、能登半島地震（3月25日発生）により被災された中小企業者や組合等を支援・激励するため協力願っていたもので、寄せられた275万円をお受けいたしました。

当会では、これらのご支援を被災者の方々にお届けし、復興に役立てて頂くことといたしております。

全国中小企業団体中央会並びに各都道府県中央会の皆様に心よりお礼申し上げますとともに、益々のご発展とご繁栄をお祈りし、お礼とさせていただきます。



（左より 安田参与(当時) 五嶋会長 佐伯全国中央会会長 成宮全国中央会専務理事）

能登半島地震災害義援金へのご協力お礼について

このたびの能登半島地震に際し、会員組合等の皆様に義援金のご協力をお願いいたしましたところ、多くの方々から333万円のご芳志を賜りました。心より厚くお礼申し上げます。

被災地では懸命の応急復旧により道路網の回復や各種生活支援措置が講ぜられ、徐々に落ち着きを取り戻してまいりましたが、何分にも県内観測史上希にみる災害でありました。

地場産業など中小企業者の被害は甚大ですので、各位から頂いたお心を被災者の方々にお届けしながら当会としても支援に努めてまいり所存であります。

被災地の一日も早い復興をお祈り申し上げ、お礼のご挨拶とさせていただきます。

義援金総額 6,080,000円 （平成19年5月30日現在）

○ ご芳志を賜りました皆様は次のとおりです。

平成 19 年 3 月 25 日発生した能登半島地震に対する義援金
 謹んでお礼申し上げます。
 ご協力ありがとうございました

能登半島地震災害義援金協力組合等一覧

(敬称略、順不同)

あいおい損害保険株式会社	協同組合ナインバレー商店連盟	金沢美術商協同組合
アバ事業協同組合	協同組合ユー・エス・ジー	金沢仏壇商工業協同組合
ウイング北陸総合衣料商業協同組合	協同組合加賀ターミナルセンター	金沢弁護士協同組合
カジテキスタイル事業協同組合	協同組合加賀能登のれん会	金沢木型工業協同組合
かほく衣料協同組合	協同組合金沢パワーウッド	金沢木材協同組合
ソノダ印刷株式会社	協同組合金沢ミートプロダクツ	金沢洋家具工業協同組合
つるぎ商業開発協同組合	協同組合金沢駅前市場	九谷焼販売協同組合
ミナミ印刷株式会社	協同組合金沢経営管理センター	建設発生土リサイクル事業協同組合
レミット・グループ協同組合	協同組合金沢木工センター	根上スタンプ会協同組合
旭丘団地協同組合	協同組合金沢問屋センター	坂井経営会計事務所
安原工業団地協同組合	協同組合九谷焼特撰会	三井生命保険株式会社金沢支社
安田町商店街協同組合	協同組合兼六園観光協会	三恵織物工業協同組合
宇野気給食事業協同組合	協同組合高松ショッピングプラザ	三和石油販売協同組合
羽咋市駅前通り商店街事業協同組合	協同組合根上町鉄工センター	山中温泉旅館協同組合
羽咋市管工事協同組合	協同組合七塚ショッピングプラザ	資源エコロジーリサイクル事業協同組合
羽咋市商業協同組合	協同組合小松問屋センター	示野機器工場団地協同組合
横江工業協同組合	協同組合石川県道路管理センター	社団法人加賀機電振興協会
加賀管工事協同組合	協同組合石川県高速道路交流センター	社団法人石川県ニュービジネス創造化協会
加賀江沼青果食品商業協同組合	協同組合石川県中小企業新経営振興会	社団法人石川県洋菓子協会
加賀市建築工事協同組合	協同組合全国企業振興センター	小松クリーニング協同組合
加賀市織物協同組合	協同組合全日本手技療術師協会連合会	小松管工事協同組合
加賀特産品協同組合	協同組合総合設計コンサルタント	小松共栄工業協同組合
加南輸送利用協同組合	近江町市場商店街振興組合	小松協栄瓦企業組合
加能地区青果協同組合	近江町市場冷蔵庫協同組合	小松絹耀織マーク協同組合
河北郡環境整備事業協同組合	近江町中央小売協同組合	小松原糸織物商業協同組合
河北郡市土建協同組合	近江町駐車場協同組合	小松構造物解体協同組合
株式会社イスルギ	金城小売協同組合	小松産機協同組合
株式会社シコー	金石町商工振興会	小松市学校給食青果納入協同組合
株式会社小林太郎鉄工所	金沢・加賀時絵振興事業協同組合	小松織物工業協同組合
株式会社石川コンピュータ・センター	金沢ビル商業協同組合	小松食品商業協同組合
株式会社浅野太鼓楽器店	金沢貨物運送協同組合	小松鉄工機器協同組合
株式会社大和ハウジング	金沢建設業協同組合	小松鉄工団地協同組合
株式会社白山機工	金沢建築事業協同組合	松任建設業協同組合
株式会社宝建設	金沢個人タクシー協同組合	松任商業開発協同組合
株式会社北陸経営	金沢港木材団地協同組合	松任商工福祉協同組合
株式会社本螺子製作所	金沢市クリーニング協同組合	松任石川宅建事業協同組合
宮下印刷株式会社	金沢市一般廃棄物事業協同組合	松任中央ビル協同組合
宮竹織物工業協同組合	金沢市建築板金協同組合	新九谷事業協同組合

協同組合アイケイケイ	金沢市再生資源事業協同組合	森本ターミナルビル協同組合
協同組合アイテック	金沢市旅館ホテル協同組合	石引商店街振興組合
協同組合コミュニティショッピングプラザ小松	金沢城西機器工場団地協同組合	石川県インテリア事業協同組合
協同組合システム・サンライズ	金沢精密機器協同組合	石川県エルピーガス金沢保安センター協同組合
協同組合たくま石川	金沢中央市場青果卸売協同組合	石川県エルピーガス小松保安センター協同組合
石川県ゴム入織物工業協同組合	石川県精密機械工業協同組合	石川県木材協同組合連合会
石川県コンクリートブロック施工業協同組合	石川県製本工業組合	石川県溶接工業協同組合
石川県シーリング工事業協同組合	石川県製麺工業協同組合	石川県理容生活衛生同業組合
石川県タイル煉瓦事業協同組合	石川県青果物小売商協同組合	石川県冷凍業協同組合
石川県バン協同組合	石川県税理士協同組合	石川車体部品協同組合
石川県ビルメンテナンス協同組合	石川県染物商工業協同組合	赤帽石川県軽自動車運送協同組合
石川県プラスチック成型加工工業協同組合	石川県繊維資材工業組合	千代野センター協同組合
石川県プレス工業協同組合	石川県総合建設業協同組合	前田印刷株式会社
石川県医師協同組合	石川県葬祭業協同組合	大野醤油醸造協業組合
石川県医薬品小売商業組合	石川県造園業協同組合	豎町商店街振興組合
石川県医療廃棄物事業協同組合	石川県代行サービス協同組合	池水公認会計士事務所
石川県印刷工業組合	石川県第三機器協同組合	津幡町販売事業協同組合
石川県引越専門輸送協同組合	石川県鍛造協同組合	南加賀青果食品商業協同組合
石川県飲食業生活衛生同業組合	石川県中古自動車販売商工組合	能美機器協同組合
石川県屋外広告業協同組合	石川県中小企業共済協同組合	能美市管工事協同組合
石川県花商事業協同組合	石川県鋳物工業協同組合	白山市ガス協同組合
石川県菓子工業組合	石川県鉄屑加工処理工業協同組合	富士火災海上保険株式会社金沢支店
石川県貨物運送協同組合連合会	石川県鉄工団地協同組合	富士工業株式会社
石川県瓦工業協同組合	石川県鉄骨工業協同組合	福楽笑食協同組合
石川県機械工業協同組合	石川県電器商業組合	平和センター協同組合
石川県牛首紬生産振興協同組合	石川県電機設備協同組合	片町商店街振興組合
石川県漁網工業協同組合	石川県電気工事工業組合	北陸ギフトサポート協同組合
石川県金属屋根協同組合	石川県電報サービス企業組合	北陸ロードサービス事業協同組合
石川県九谷陶磁器商工業協同組合連合会	石川県陶磁器商工業協同組合	北陸警備業協同組合
石川県建具協同組合	石川県内装営繕協同組合	北陸対外事業協同組合
石川県建築工事協同組合	石川県廃棄物事業協同組合	北陸調理機器協同組合
石川県高速運輸事業協同組合	石川県箔商工業協同組合	北陸鉄工協同組合
石川県再生資源事業協同組合	石川県板金工業組合	北陸板硝子卸商業組合
石川県歯車工業協同組合	石川県美容業生活衛生同業組合	明成物流事業協同組合
石川県時計貴金属眼鏡商協同組合	石川県表具内装協同組合	友美工業協同組合
石川県自転車軽自動車事業協同組合	石川県米菓工業協同組合	石川県中小企業団体青年中央会
石川県自動車電装品整備商工組合	石川県米穀集荷事業協同組合	石川県中小企業団体中央会女性部
石川県自動車部品商協同組合	石川県米穀販売商業組合	石川県中小企業団体事務局協議会
石川県商店街振興組合連合会	石川県保険薬局協同組合	
石川県醤油協同組合連合会	石川県防水事業協同組合	全国中小企業団体中央会
石川県畳商工組合	石川県味噌工業協同組合	全国46都道府県中央会

(平成19年5月30日現在)

春の叙勲・褒章受章の方々（会員関係）

平成19年春の叙勲・褒章受章者が決定され、本会関係では、次の方々がその榮譽に輝かれています。

心からお喜び申し上げます。今後のさらなるご活躍をお祈り申し上げます。

（敬称略）

旭日双光章

林 貞 夫（73歳） 功績：中小企業振興功労
元 金沢魚商業協同組合 理事長
元 全国水産物商業協同組合連合会 副会長
白山市

旭日単光章

岡 本 正之介（73歳） 功績：生活衛生功労
現 石川県飲食業生活衛生同業組合 理事長
鳳珠郡

瑞宝単光章

今 村 宇 一（70歳） 功績：伝統工芸業務功労
元 九谷上絵協同組合 副理事長
能美市

堂 義 雄（68歳） 功績：伝統工芸業務功労
現 石川県箔商工業協同組合 理事
金沢市

黄綬褒章

米 澤 哲 夫（76歳） 功績：業務精励（製造業）
現 住吉工業協同組合 理事
現 北信越自動車標板協議会 理事
金沢市

藍綬褒章

高 桑 秀 治（59歳） 功績：業務精励（印刷業）
元 石川県印刷工業組合 理事長
金沢市

中小企業組合における通常総会の招集時期の変更について

平成19年4月1日に施行された改正「中小企業等協同組合法」及び改正「中小企業団体の組織に関する法律」における通常総会の招集時期についてですが、各組合における定款変更の
手続（総会の議決、行政庁の認可）を経て、定款を変更すれば、事業年度終了の日から3か
月以内の通常総会の開催も可能であり、税務申告については、申告期限の1か月延長の特例
を受け、3か月以内に申告することも可能となりますのでお知らせいたします。

したがって、来年度以降、決算関係書類等の作成に十分な時間を割くためには、通常総会
の招集時期について定款変更を行い、その事業年度終了の日までに申告期限の延長の特例の申
請を行うことにより対応できることとなります。

参考条文等

1. 中小企業組合における通常総会は、毎事業年度1回招集しなければならないが、法律は2
月以内に招集することを求めておらず、各組合の定款の規定に従って行われているものである。

〈中小企業等協同組合法〉

（通常総会の招集）

第46条 通常総会は、定款の定めるところにより、毎事業年度1回招集しなければならない。

〈定款参考例〉

（総会の招集）

第〇条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は毎事業年度終了後〇月以内に、臨時総会は必要があるときはいつでも、理事会
の議決を経て、理事長が招集する。

2. 法人税法では、法人は、各事業年度終了の日の翌日から2月以内に、税務署長に対し、確
定申告書を提出しなければならないこととされているが、法人が確定申告書を2月以内に
提出することができない常況にあると認められる場合には、所轄税務署長は、その法人の申請（税
務手続の案内は、http://www.nta.go.jp/category/youshiki/houjin/annai/1554_12.htm）に基
づき、確定申告書の提出期限を原則として1月間延長することができる（法人税法第75条
の2）。

確定申告書の提出期限が延長されると、納付期限も延長されるが、本来の提出期限から、

その延長された期限までの間の法人税の未納期間については、利子税が課されることとなる。申告実務においては、本来の提出期限内に法人税の本税相当額を納付することにより、実質的に利子税の負担を回避することが可能となる。

〈法人税法〉

（確定申告）

第 74 条 内国法人（清算中の内国法人である普通法人及び清算中の協同組合等を除く。）は、各事業年度終了の日の翌日から 2 月以内に、税務署長に対し、確定した決算に基づき次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。

（確定申告書の提出期限の延長の特例）

第 75 条の 2 第 74 条第 1 項（確定申告）の規定による申告書を提出すべき内国法人が、会計監査人の監査を受けなければならないことその他これに類する理由により決算が確定しないため、当該事業年度以後の各事業年度の当該申告書をそれぞれ同項に規定する提出期限までに提出することができない常況にあると認められる場合には、納税地の所轄税務署長は、その内国法人の申請に基づき、当該各事業年度の申告書の提出期限を 1 月間（特別の事情により各事業年度終了の日の翌日から 3 月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されないことその他やむを得ない事情があると認められる場合には、税務署長が指定する月数の期間）延長することができる。

2 前項の申請は、同項に規定する申告書に係る事業年度終了の日までに、当該申告書の提出期限までに決算が確定しない理由、同項の指定を受けようとする場合にはその指定を受けようとする月数その他財務省令で定める事項を記載した申請書をもつてしなければならない。

6 前条第 3 項から第 5 項までの規定は、第 2 項の申請書の提出があつた場合について、同条第 7 項の規定は、第 1 項の規定の適用を受ける内国法人の同項に規定する申告書に係る事業年度の所得に対する法人税について、それぞれ準用する。この場合において、同条第 5 項中「2 月」とあるのは「15 日」と、「その申請に係る指定を受けようとする期日を第 1 項の期日として」とあるのは「1 月間（第 75 条の 2 第 1 項の指定を受けようとする旨の申請があつた場合には、その申請に係る指定を受けようとする月数の期間）」と、同条第 7 項中「同項に規定する申告書に係る事業年度」とあるのは「その適用に係る各事業年度」と、「当該事業年度」とあるのは「当該各事業年度」と、「同項の規定により指定された期日」とあるのは「第 75 条の 2 第 1 項の規定により延長された提出期限」と読み替えるものとする。

〈法人税法第 75 条の 2 第 6 項において読み替えて準用される第 75 条第 5 項及び第 7 項〉

第 75 条

- 5 第 2 項の申請書の提出があつた場合において、第 1 項に規定する申告書に係る事業年度終了の日の翌日から 15 日以内に同項の提出期限の延長又は第 3 項の却下の処分がなかつたときは、1 月間（第 75 条の 2 第 1 項の指定を受けようとする旨の申請があつた場合には、その申請に係る指定を受けようとする月数の期間）同項の提出期限の延長がされたものとみなす。
- 7 第 1 項の規定の適用を受ける内国法人は、その適用に係る各事業年度の所得に対する法人税の額に、当該各事業年度終了の日の翌日以後 2 月を経過した日から第 75 条の 2 第 1 項の規定により延長された提出期限までの期間の日数に応じ、年 7.3 パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する利子税をその計算の基礎となる法人税にあわせて納付しなければならない。

〈法人税基本通達〉

（申告書の提出期限の延長の特例の適用がある法人）

17 - 1 - 4 法第 75 条の 2 第 1 項《確定申告書の提出期限の延長の特例》に規定する「その他これに類する理由」により決算が当該事業年度終了の日から 2 月以内に確定しない法人とは、次のような法人をいう。

- (1) 会計監査人の監査を必要としないが、定款において事業年度終了の日から 3 月以内に株主総会を開催する旨を定めている法人
- (2) 保険業法第 11 条《株主名簿の閉鎖の期間等》の規定により、事業年度終了後 4 月以内に株主総会を開催することが認められている保険株式会社
- (3) 外国法人で、その本社の決算確定手続が事業年度終了後 2 月以内に完了しないもの
- (4) 外国株主との関係で、決算確定までに日数を要する合弁会社
- (5) 会社以外の法人で、当該法人の支部又は加入者である単位協同組合等の数が多いこと、監督官庁の決算承認を要すること等のため、決算確定までに日数を要する全国組織の共済組合、協同組合連合会等

3. 地方税である法人事業税についても、都道府県に対する同様の手続が必要である（地方税法第 72 条の 25 第 3 項ほか）。

〈地方税法〉

（中間申告を要しない法人の事業税の申告納付）

第 72 条の 25 事業を行う法人は、次条の規定に該当する場合を除くほか、各事業年度に係る所得割（第 72 条の 2 第 1 項第 1 号イに掲げる法人にあつては、付加価値割、資本割及び所得

割とする。以下本節において「所得割等」という。)若しくは収入割又は各特定信託の各計算期間に係る特定信託所得割を各事業年度又は各計算期間終了の日から2月以内(外国法人が第72条の9第1項に規定する納税管理人を定めないでこの法律の施行地に事務所又は事業所を有しないこととなる場合(同条第2項の認定を受けた場合を除く。))においては、当該事業年度終了の日から2月を経過した日の前日と当該事務所又は事業所を有しないこととなる日のいずれか早い日まで。第72条の28第1項において同じ。)に、確定した決算に基づき、事務所又は事業所所在の道府県に申告納付しなければならない。

- 3 第1項の場合において、同項の法人が、会計監査人の監査を受けなければならないことその他これに類する理由により決算が確定しないため、当該事業年度以後の各事業年度の係る所得割等又は収入割をそれぞれの同項の期間内に申告納付することができない常況にあると認められるときは、当該法人は、事務所又は事業所所在地の道府県知事(2以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあつては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事)の承認を受け、当該事業年度以後の各事業年度に係る所得割等又は収入割を当該各事業年度(第5項の規定の適用に係る事業年度を除く。)、終了の日から3月以内(特別の事情により各事業年度終了の日から3月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されないことその他やむを得ない事情があると認められる場合には、当該道府県知事が指定する月数の期間内)に申告納付することができる。

4. 消費税については、納付期限の延長の措置は認められていない(消費税法第45条)。

〈消費税法〉

(課税資産の譲渡等についての確定申告)

第45条 事業者(第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。)は、課税期間ごとに、当該課税期間の末日の翌日から2月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書を税務署長に提出しなければならない。ただし、国内における課税資産の譲渡等(第7条第1項、第8条第1項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。)がなく、かつ、第4号に掲げる消費税額がない課税期間については、この限りでない。

事業協同組合等における法人税申告書別表の記載方法について

平成 18 年 5 月の会社法の施行に伴い、平成 18 年度税制改正において法人税申告書別表四及び別表五（一）が改正されましたが、中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律に根拠をおく事業協同組合等については、これらの記載に当たっては、次のような対応方法等となりましたのでお知らせいたします。

記

1. 会社法施行に伴う別表五（一）「利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書」及び別表四「所得の金額の計算に関する明細書」への対応方法について

1. 平成 18 年 5 月の会社法施行に伴い、株式会社においては株主総会における利益処分案の承認が不要（期中で取締役会の承認により配当が可能）となったことから、平成 18 年 5 月 1 日以後終了事業年度分の法人税の申告に関する別表五（一）が改正され、従前の別表五（一）に設けられていた「当期利益金処分等による増減」欄が削除された。

一方で、会社においては、会社法施行後に終了する事業年度の申告書の別表五（一）の作成に関しては、新たに会社法で作成が義務づけられる「株主資本等変動計算書」から期中の「当期の増減」欄に移記することとされた（「平成 18 年版法人税申告書の記載の手引」<http://www.nta.go.jp/category/pamph/houjin/5192/pdf/00.pdf>）（国税庁版）中の「会社法適用初年度の別表五（一）の記載例」（手引 26～29 ページ）参照）。

2. このような中、中小企業等協同組合法に根拠をおく事業協同組合等においては、株式会社と異なり、同法第 40 条において、依然、事業年度終了後に開催される通常総会での剰余金処分案（損失処理案）の承認が義務づけられており、利益の積立及び取崩しはこの処分を通じて行われることとされている（株式会社における「株主資本等変動計算書」の作成は義務づけられていない）ところ、その申告処理としては、例えば、平成 19 年 5 月の 18 年度分の申告に際しては、剰余金処分が 19 年度に開催される通常総会において承認されることから、18 年度分の申告時の別表五（一）中の「当期の増減」欄には記載せず、翌年の平成 20 年 5 月に行う 19 年度分の申告時の別表五（一）に反映させることが代表的な方法として考えられる。

3. また、剰余金処分に基づき配当を行った場合、従前は当該年度分の申告時に別表四の「社外流出」欄に記載していたが、改正後は、会社法施行に伴う取扱いに倣い、例えば、19 年度（平成 19 年 5 月開催）の通常総会において確定した剰余金処分に基づく配当は、18 年度分の申告時ではなく 19 年度分の申告時の別表四の「社外流出」欄へ記載することが代表的な方法として考えられる。

II. 事業利用分量配当を行う事業協同組合等の会社法施行に伴う別表四「所得の金額の計算に関する明細書」及び別表五（一）「利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書」への対応について

1. 事業協同組合等では、中小企業等協同組合法第 59 条の規定により組合員の事業利用に応じた配当（事業利用分量配当）が認められており、これも剰余金処分案に計上することにより通常総会の承認を求めている。
2. この事業利用分量配当は、法人税法第 60 条の 2 の規定により、確定申告書に損金算入に関する明細の記載がある場合に限り、当期の所得金額の計算上、損金の額に算入することが認められている。具体的には、事業利用分量配当を決議した日の属する年度分の申告ではなく、前年度分（決議の対象となる事業年度分）の申告（例えば、平成 19 年 5 月開催の通常総会で事業利用分量配当を決議した場合にあっては、平成 20 年 5 月に行うこととなる 19 年度分の申告ではなく、平成 19 年 5 月に行う 18 年度分の申告）において別表四の減算項目に記載することにより損金算入することができると解される。
3. 以上の点を踏まえると、事業利用分量配当を行う場合の別表四「所得の金額の計算に関する明細書」及び別表五（一）「利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書」への記載については、従前とは異なった対応が必要であり、代表的な記載方法としては、次のものが考えられる（別紙の記載例参照）。

《配当発生年度》

- ① 事業利用分量配当金の発生する当年度の別表四「所得の金額の計算に関する明細書」の減算区分の留保欄に「未払事業利用分量配当金」を記載する。

併せて、別表五（一）「利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書」の当期減少欄に「未払事業利用分量配当金」を記載する。

《配当発生年度の翌期》

- ② 翌期の別表四「所得の金額の計算に関する明細書」の加算区分の「留保欄」に「前期事業利用分量配当金」を記載すると同時に、減算区分にも「前期事業利用分量配当金」を「社外流出欄」の「その他」として記載する。

併せて、別表五（一）「利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書」の期首現在利益積立金額に「未払事業利用分量配当金」をマイナス表示するとともに、当期の増加に記載する。

石川県中小企業協同組合新別表記載例に関する「設例その1」

損益計算書

自平成18年4月1日

至平成19年3月31日

税引前当期純利益金額	920,000	
法人税等	<u>400,000</u>	
当期純利益金額	<u>520,000</u>	

剰余金処分案

自平成18年4月1日

至平成19年3月31日

I	当期未処分剰余金		
	1 当期純利益金額	520,000	
	2 前期繰越剰余金	<u>120,000</u>	640,000
II	組合積立金取崩額		0
III	剰余金処分類		
	1 利益準備金	52,000	
	2 教育情報費用繰越金	26,000	
	3 組合積立金		
	① 特別積立金	52,000	
	4 出資配当金	70,000	
○	5 利用分量配当金 共同購買事業	<u>130,000</u>	<u>330,000</u>
IV	次期繰越剰余金		<u>310,000</u>

単位 (円)

所得の金額の計算に関する明細書

事業年度	平成 18・ 4・ 1 平成 19・ 3・ 31	法人名	石川県中小企業協同組合 新別表記載例
------	-----------------------------	-----	-----------------------

別表四

平十八・四・一以後終了事業年度分

区 分	①	処 分	
		留 保	社 外 流 出
	①	②	③
当期利益又は当期欠損の額	520,000	520,000	配当 その他
加			
損金の額に算入した法人税(附帯税を除く.)			
損金の額に算入した道府県民税(利子割額を除く.)及び市町村民税			
損金の額に算入した道府県民税利子割額			
損金の額に算入した納税充当金	400,000	400,000	
損金の額に算入した附帯税(利子税を除く.)、加算金、延滞金(差額分を除く.)及び滞り税			その他
減価償却の償却超過額			
役員給与の損金不算入額			その他
交際費等の損金不算入額			その他
小 計	400,000	400,000	
減			
減価償却超過額の当期認容額			
納税充当金から支出した事業税等の金額	20,000	20,000	
受取配当等の益金不算入額(別表八「12」又は「24」)			※
法人税等の中間納付額及び過納付に係る還付金額			
所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等			※
未払事業利用分益配当金	130,000	130,000	

利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書

事業年度	平成 18・ 4・ 1 平成 19・ 3・ 31	法人名	石川県中小企業協同組合 新別表記載例
------	-----------------------------	-----	-----------------------

別表五(-)

平十八・四・一以後終了事業

I 利益積立金額の計算に関する明細書

区 分	①	当 期 の 増 減		差引翌期首現在利益積立金額 ① - ② + ③
		減	増	
	①	②	③	④
利 益 準 備 金	100,000			100,000
特 別 積 立 金	100,000			100,000
教 育 情 報 費 用 繰 越 金	20,000			20,000
未払事業利用分益配当金		130,000		△130,000

石川県中小企業協同組合新別表記載例に関する「設例その2」

損益計算書

自平成19年4月1日

至平成20年3月31日

税引前当期純利益金額	1,240,000	
法人税等	<u>560,000</u>	
当期純利益金額	<u>680,000</u>	

剰余金処分案

自平成19年4月1日

至平成20年3月31日

I	当期末処分剰余金		
	1 当期純利益金額	680,000	
	2 前期繰越剰余金	<u>310,000</u>	990,000
II	組合積立金取崩額		0
III	剰余金処分類		
	1 利益準備金	68,000	
	2 教育情報費用繰越金	34,000	
	3 組合積立金		
	① 特別積立金	68,000	
	4 出資配当金	90,000	
○	5 利用分量配当金	<u>170,000</u>	<u>430,000</u>
	共同購買事業		
IV	次期繰越剰余金		<u>560,000</u>

単位(円)

所得の金額の計算に関する明細書

事業年度	平成 19・4・1 平成 20・3・31	法人名	石川県中小企業協同組合 新別表記載例
------	-------------------------	-----	-----------------------

別表四

平十八・四・一以後終了事業年度分

区 分	総 額	処 分		
		留 保	社 外 流 出	
	①	②	③	
当期利益又は当期欠損の額	1 680,000	480,000	配当 70,000 その他 130,000	
加	損金の額に算入した法人税(附帯税を除く.)	2		
	損金の額に算入した道府県民税(利子割額を除く.)及び市町村民税	3		
	損金の額に算入した道府県民税利子割額	4		
	損金の額に算入した納税充当金	5 560,000	560,000	
	損金の額に算入した附帯税(利子税を除く.)、加算金、基盤金(延滞分を除く.)及び滞息税	6		その他
	減価償却の償却超過額	7		
役員給与の損金不算入額	8		その他	
交際費等の損金不算入額	9		その他	
前期事業利用分益配当金	10 130,000	130,000		
小 計	11 690,000	690,000		
減	減価償却超過額の当期認容額	12		
	納税充当金から支出した事業税等の金額	13 38,500	38,500	
	受取配当等の益金不算入額(別表八「12」又は「24」)	14		※
	法人税等の中間納付額及び課税前に係る還付金額	15		
	所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等	16		※
	前期事業利用分益配当金	17 130,000		130,000
	18			
未払事業利用分益配当金	19 170,000	170,000		
	20			
小 計	21 338,500	208,500	外※ 130,000	
仮 計	22		外※	

利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書

事業年度	平成 19・4・1 平成 20・3・31	法人名	石川県中小企業協同組合 新別表記載例
------	-------------------------	-----	-----------------------

別表五(一)

平十八・四・一以後終了事業

I 利益積立金額の計算に関する明細書					
区 分		期首現在 利益積立金額	当 期 の 増 減		差引翌期首現在 利益積立金額 ① - ② + ③
			減	増	
		①	②	③	④
利 益 準 備 金	1	100,000		52,000	152,000
特 別 積 立 金	2	100,000		52,000	152,000
教 育 情 報 費 用 繰 越 金	3	20,000		26,000	46,000
未 払 事 業 利 用 分 益 配 当 金	4	△130,000	170,000	130,000	△170,000
	5				
	6				

平成 19 年度表彰式並びに 第 52 回 中央会通常総会開催される

本会の平成 19 年度表彰式並びに第 52 回通常総会が去る 5 月 25 日（金）午後 4 時より石川県地場産業振興センター本館大ホールにおいて挙行されました。

当日は、会員 394 名（委任状出席を含む）が出席し、来賓として石川県知事谷本正憲氏、石川県市長会会長代理 油野和一郎氏（かほく市長）をはじめ、県、市、商工団体等の関係機関から多数が出席され、盛大にとり行われました。

総会は、五嶋中央会会長挨拶の後、森岡吉男副会長が議長に選任され、第一号議案「平成 18 年度事業報告書、収支決算書、貸借対照表、損益計算書、財産目録、剰余金処分（案）並びに平成 18 年度特別会計事業報告書及び収支決算お承認の件」、第二号議案「平成 19 年度事業計画（案）及び収支予算（案）並びに特別会計事業計画（案）及び収支予算（案）決定の件」、第三号議案「平成 19 年度会員の会費賦課基準（案）並びにその徴収方法（案）決定の件」、第四号議案「平成 19 年度借入金残高最高限度額（案）決定の件」、第五号議案「役員選出の件」の五議案が上程され、すべて原案どおり可決承認決定されました。

なお、今年度は地域資源の活用への支援、中央会のコーディネート機能の強化、青年部・女性部の活動支援、能登半島地震被災組合に対する復興支援等を盛り込んだ事業計画が承認されました。また、役員選出については、下記の方々が補充選任されましたのでご紹介します。

（敬称略）

理 事	石川県第三機器協同組合	岩 本 博 之
	石川県商店街振興組合連合会	東 川 庄 一
	石川県造園業協同組合	野々市 芳 朗
	石川県中古自動車販売商工組合	今 門 正 二
	金沢魚商業協同組合	大 浦 政 昭
	小松原糸織物商業協同組合	酒 井 紘一郎
	安原工業団地協同組合	米 澤 卓 也
	山中漆器連合協同組合	宮 宏 之
専務理事	石川県中小企業団体中央会	安 田 慎 一
監 事	石川県電機設備協同組合	上 馬 定 司
	石川県板金工業組合	宗 廣 与 市
	小松協栄瓦企業組合	池 田 利 明

総会に先立ち、中央会表彰式が挙行され、永年業界の振興発展に尽くされました役員並びに他の模範となる優良組合及び組合運営の礎となっている組合従業員にそれぞれ石川県知事表彰（優良組合 10 組合、組合功労者 17 名、優良専従職員 1 名）、石川県中央会会長表彰（優良組合 10 組合、組合功労者 74 名、優良専従職員 8 名）及び西川記念賞表彰（2 組合）が授与されました。



表彰式風景



総会風景

中央会表彰式 受賞の方々

平成 19 年度中央会表彰式にて表彰されました、優良組合・組合功労者・優良専従職員の方々です。おめでとうございます。今後、益々のご活躍をお祈り申し上げます。

石川県知事表彰

《 優良組合 》

(組合名)

志賀町商工協同組合
石川県ビルリフォーム協同組合
石川県エルピーガス羽咋保安センター協同組合
石川県牛乳事業協同組合
石川県高速運輸事業協同組合
協同組合能登木材総合センター

(組合名)

石川県防水事業協同組合
鶴来町特産品販売協同組合
石川県ビルメンテナンス協同組合
石川県製本工業組合
(組合設立年次順)
(敬称略)

《 組合功労者 》

(氏名)

今 憲一郎
伴 長 一
八日市屋 進
竹 越 俊 介
山谷 進 弥
松 平 泰 明
橋 本 隆
橋 本 博 之
辻 啓 伸
坂 本 猛

(組合名)

石川県箔商工業協同組合
石川県石油販売協同組合
石川県石油販売協同組合
山中温泉旅館協同組合
山代温泉旅館協同組合
山代温泉旅館協同組合
石川県スポーツ用品協同組合
金沢市旅館ホテル協同組合
石川県農業機械商業協同組合
石川県豊商工組合

(氏名)

右 近 義 治
曾 田 國 忠
伊 藤 淳 藏
土 肥 俊 雄
兼 田 春 生
大 宮 睦 夫
黒 川 信 夫

(組合名)

金沢市建築板金協同組合
小松鉄工機器協同組合
協同組合金沢問屋センター
石川県鉄工団地協同組合
石川県保険薬局協同組合
石川県ニット工業組合
石川県コンクリート製品協同組合
(組合設立年次順)
(敬称略)

《 優良専従職員 》

(氏名)

藤 森 富美子

(組合名)

石川県印刷工業組合
(敬称略)

西川記念賞表彰

《優良組合》

(組合名)

石川県醬油協同組合連合会
石川県菓子工業組合
(組合設立年次順)
(敬称略)

西川記念賞表彰の沿革

昭和31年5月、故西川外吉氏より本会へのご厚志を基とし、ご寄贈の趣旨を体として、永くこれを記念して、中小企業の振興発展に多大の業績のあった団体または個人を表彰している。

石川県中小企業団体中央会会長表彰

《優良組合》

(組合名)

石川県飲食業生活衛生同業組合
加賀特産品協同組合
資源エコロジーリサイクル事業協同組合
安原工業団地協同組合
松任石川宅建事業協同組合
全日食チェーン北陸協同組合

(組合名)

金沢市設備メンテナンス協同組合
石川中央ネットワーク協同組合
石川県女性交流開発協同組合
石川県セメント卸協同組合
(組合設立年次順)
(敬称略)

《組合功労者》

(氏名)

(組合名)

赤坂 隆	田鶴浜建具工業協同組合
川腰 利榮	石川県電気工事工業組合
中野 清人	石川県製麺工業協同組合
米田 重興	石川県箔商工業協同組合
山田 純郎	石川県鋳物工業協同組合
今村 雄一	石川県鋳物工業協同組合
山上 公介	石川県石油販売協同組合
向 好晴	石川県七尾市豆腐事業協同組合
新滝 徳次	山代温泉旅館協同組合
萬谷 正幸	山代温泉旅館協同組合
甲 政夫	石川県スポーツ用品協同組合
沢田 義昭	金沢仏壇商工業協同組合
吉田 稔	石川県電器商業組合

(氏名)

(組合名)

田本 秋雄	石川県電器商業組合
木戸 喜作	金沢市建築板金協同組合
小川 榮一	協同組合金沢問屋センター
荒木 徹	協同組合金沢問屋センター
越原 悠三	協同組合金沢問屋センター
大西 憲治	協同組合金沢問屋センター
森 昭夫	協同組合金沢問屋センター
伊藤 幸男	近江町市場商店街振興組合
安田 恒夫	近江町市場商店街振興組合
忠村 健司	近江町市場商店街振興組合
横浜 伊佐夫	石川県溶接工業協同組合
浅谷 宏一	石川県溶接工業協同組合
野村 光良	石川県溶接工業協同組合

(氏名)	(組合名)
糺 正文	石川県溶接工業協同組合
中田 龍一	石川県菓子工業組合
鹿子嶋 義仁	石川県ボイラ整備協同組合
川端 七朗	七尾魚商業協同組合
素都 益光	石川県鉄工団地協同組合
森田 豊明	石川県鉄工団地協同組合
徳野 与志一	石川県鉄工団地協同組合
新木 洋満	石川県プラスチック成型加工工業協同組合
森 市郎	石川県板金工業組合
嵐 正輝	石川県板金工業組合
東田 晃	石川県保険薬局協同組合
河崎 正一	石川県保険薬局協同組合
長田 龍夫	石川県鉄骨工業協同組合
多田 孝明	石川県コンクリート製品協同組合
中川 敬雄	石川県コンクリート製品協同組合
北野 義和	九谷焼団地協同組合
小西 忠良	石川県中古自動車販売商工組合
長田 博	石川県中古自動車販売商工組合
太田 純一	石川県中古自動車販売商工組合
田中 雅章	金城小売協同組合
小間 徹夫	金城小売協同組合
浅香 弓子	石川県機器钣金協同組合
大場 昭雄	石川県表具内装協同組合
磯 慶憲	石川県表具内装協同組合
大森 利博	石川県表具内装協同組合

(氏名)	(組合名)
北谷内 茂昭	石川県花商事業協同組合
松本 武雄	協同組合あいあいケイ
得田 清盛	石川県防水事業協同組合
坂本 作二	石川県防水事業協同組合
佐々木 均	石川県ビルメンテナンス協同組合
安嶋 勇	安原工業団地協同組合
笹木 忠雄	安原工業団地協同組合
鈴木 武司	安原工業団地協同組合
中林 洋	安原工業団地協同組合
宮村 祐喜雄	安原工業団地協同組合
大平 邦久	安原工業団地協同組合
米澤 昭午	安原工業団地協同組合
中村 俊彦	安原工業団地協同組合
端保 太市	いしかわ砂利販売協同組合
橋浦 宗一	いしかわ砂利販売協同組合
小野島 政孝	いしかわ砂利販売協同組合
高木 雅宣	いしかわ砂利販売協同組合
松田 良雄	いしかわ砂利販売協同組合
明 翫晴夫	いしかわ砂利販売協同組合
川北 巖	いしかわ砂利販売協同組合
小野島 誠	いしかわ砂利販売協同組合
林 繁	いしかわ砂利販売協同組合
明 翫実	いしかわ砂利販売協同組合

(組合設立年次順)
(敬称略)

《優良専従職員》

(氏名)	(組合名)
川畑 辰男	山中温泉旅館協同組合
小林 政喜	山中温泉旅館協同組合
井上 慎也	山中温泉旅館協同組合
中村 由美子	石川県医薬品小売商業組合
佐野 八重子	石川県菓子工業組合

(氏名)	(組合名)
長田 るみ子	小松管工事協同組合
梶川 嘉彦	石川県中小企業団体中央会
元木 康博	石川県中小企業団体中央会

(組合設立年次順)
(敬称略)

平成 19 年度 中央会事業について

I 基本方針

我が国経済は、大企業を中心に景気回復の過程にあると言われているが、中小企業においては、未だ景気回復を実感するには“道半ば”の状況にあります。

加えて、原油・原材料価格の高騰、金利の上昇などのマイナス要因もあり、中小企業の多くは依然として厳しい経営状況に置かれております。

中心商店街の衰退、建設業の倒産・廃業、地場産業の低迷など地域産業の弱体化が地域経済・雇用等に大きな影響を与え、格差問題も助長しております。

また、三位一体改革以降、中小企業の連携組織を進める施策は、都道府県の裁量に委ねられ地域間で格差が発生するなど全国統一的な支援策の展開が困難な状況となっております。

一方、事業協同組合をはじめとする中小企業の連携組織は、それぞれの共同事業を通じて、中小企業の経営の合理化・高度化、取引条件の改善、資金調達の円滑化、経営革新、人材養成、研究開発等に大きな役割を果たすとともに、中小企業施策の受け皿としても機能してきました。

今後も、これらの役割・機能は重要であり、地域経済と中小企業がおかれている閉塞的な状況を打破するために、中小企業の連携組織が新たな事業展開を図り、その本領を発揮することが求められております。

そのため本会では、中小企業組合等が抱える諸問題を解決するとともに、中小企業の連携組織への専門支援機関として、事業所や中小企業の連携組織のニーズを的確かつ真摯に受け止め、これら組織の更なる飛躍と発展のため、事業活動を積極的に展開していく所存であります。

そうした中、去る 3 月 25 日に発生した能登半島地震では、社会生活並びに産業活動の基盤に大きな打撃が与えられ、多くの事業者は厳しい経営状況に置かれております。

したがって、本会としては早期の復興を期し、見舞活動や義援金の募集を行うとともに、関係機関への要望活動などを行うほか、専用のサポートデスクを立ち上げ、石川県や金融機関における資金対策等についての情報提供に努めてきたところであります。今後とも被災組合等のニーズに即した施策が展開されるよう連絡、支援等に積極的に取り組んでいきたいと考えております。

II 重点活動目標

1. 既存の中小企業組合の支援強化

- ① 中小企業組合に対する経営環境に対応した支援
- ② 改正組合法等の周知とガバナンスの強化に向けた運営体制整備に対する支援
- ③ 基盤技術を担う中小企業者への積極的支援

2. 新たな組織化の推進

- ① 新規組合の設立促進
- ② 新連携等新たな組織化の促進

3. 中小企業組合以外の多様な連携組織への支援

4. 地域中小企業の経営基盤の強化

- ① 地域資源活用、ものづくりへの支援
- ② 中小商業、サービス業及び卸売業の活性化への支援
- ③ 雇用・労働関係事業の強力な推進
- ④ 産業人・後継者育成のための教育への積極的な関与

5. IT化推進のための積極的支援の展開

- ① 組合を基盤とする中小企業のIT化推進への支援
- ② 中央会電子認証システムの普及促進
- ③ 組合運営等におけるIT化の推進
- ④ 中央会情報発信機能の強化とIT活用による支援機能の強化

6. 循環型社会の構築と安全問題等社会的課題への取り組みに対する支援

7. 地域産業集積活性化、ものづくり基盤強化への支援

8. 下請中小企業等に対する支援

9. 官公需適確組合の受注機会確保の推進

10. 青年部及び女性部活動に対する支援

11. 中小企業の国際交流の推進

12. 中小企業・中小企業組合運動の強化

13. 中央会指導機能の強化

- ① 組合等役職員、中央会職員の人材養成
- ② 中央会監査機能の強化と実施体制の整備
- ③ コーディネート機能の強化
- ④ 組合統合データベースの拡充・的確な運用

14. 中小企業関係機関との連携・協力関係の強化

15. 中小企業施策の周知徹底及び中央会・組合活動のPRの推進

※ 能登半島地震被災組合に対する復興支援

- ① サポートデスクの設置
- ② 復興事業に対する積極的支援

I 県費事業

1. 組合等の指導事業

(1) 実地指導事業

① 一般実地指導

組合等からの相談及び指導の依頼に対して、機動的に対応することにより組合運営の円滑化を図る。

② 不振組合の実地指導

不振組合に対し、組合活動の活性化、健全化を図るための再建指導を行う。

(2) 窓口相談事業

組合の設立並びに組織、運営及び事業等に関する各種の問題について相談室を常設し相談に応ずる。

(3) 指導資料の作成整備

相談指導業務並びに組織化推進のための資料及び中央会事業活動のPRに関する資料を作成配布するとともに、組合等諸般の問題に関する資料の収集に努め組合等の利用に供する。

2. 中央会指導員等の研修会・研究会事業

(1) 旅費・受講料

中小企業基盤整備機構が行う指導員研修等へ参加する。

(2) 特別資質向上費

指導員及び職員の資質向上のため、通信教育の受講・外部研修への派遣を行う。

(3) 組合指導情報整備事業（情報企画課）

中央会が的確かつ迅速に指導業務を遂行するため、コンピュータを活用して各種情報を体系的に整備・蓄積する。

3. 中央会事業実施のための経費

中央会業務に必要な情報機器等の整備を図るとともに、業界情報の結節点である組合が個別中小企業及び業界等の情報を収集し、これを中央会自体の有する情報と併せて業種別・地域別に分類された中小企業データとして、インターネットを通じ全国に公開することにより、中小企業の情報発信機能を強化し、企業間の出会いの機会拡大を図る。

4. 組合情報化推進整備事業

(1) 地域産業実態調査事業

① 組合特定問題実態調査（中小企業労働事情実態調査）（組織振興課）

県内の中小企業における労働事情を的確に把握するため実態を調査し、労働相談上の資料とする。

② 組合活性化情報提供事業（情報企画課）

組合運営の活発化、活性化を図るため、国・県の各種施策、組合運営の事例、景況等の情報を組合や組合員に提供する。

③ 資料収集加工事業（情報企画課）

新技術開発、情報化への対応等の組合が行う効果的な共同事業に関して先進的組合の事例を調査研究し、資料化する。

(2) 組合情報化推進研修事業（情報企画課）

経済・社会の急速な情報化の進展に伴い、組合及び組合員の情報化を一層促進するためにパソコン実技に関する研修を実施し、組合及び組合員の情報化の推進を図る。

(3) 中小企業団体情報連絡員の設置事業（情報企画課）

中小企業及び業界の動向・問題点等を的確に把握するため各業種又は地域組合の役職員を連絡員に委嘱し、情報又は要望等を収集し関係機関等へ提供する。

5. 中小企業連携組織等支援事業

(1) 創業支援アライアンス事業（組織振興課）

新規創業者等の情報を県下広く収集し、それぞれが抱える課題に対して専門家を交えながら解決し、創業のための組織づくりを推進する。

(2) 組合特定問題研究会

① 懇談会の開催（情報企画課）

地域別又は業種別組合を対象に組合運営、組織化、近代化、サービス業、商店街、下請、商工組合、地域活性化、伝統産業等に関する懇談会を開催し、組合等が抱える問題点を研究する。

② 研究会の開催（組織振興課）

中小企業者、組合役職員を対象に労働問題、業種別活性化、組織活性化、組合事務等合理化及び組合人材養成、品質・技術向上、組織変更等をテーマにして、専門家講師による研修会を開催する。

(3) 個別専門指導事業（組織振興課）

中小企業が正確な経営情報を獲得し適切な経営判断を行っていくことを支援するため、組合等を対象とし、専門家を活用して高度な指導ニーズに対応するための個別相談に応ずる。

(4) 組合情報化現地指導事業（情報企画課）

組合の情報ネットワーク化に意欲的に取組もうとする組合等に対し、専門家による現地支援を行う。

(5) 組織化集中指導事業（組織振興課・情報企画課）

組合を対象に、特定分野、融合化、地域産業おこし、エネルギー環境等に関するテーマについて専門家を継続・集中的に派遣、組合運営の活性化を図る。

(6) 講習会開催事業

① 組管理業者等講習会の開催（組織振興課）

組合等の組織、運営並びに経済情勢等に関して組合役職員の啓蒙と理解の増進を図るための講習会を行う。

② 青年部講習会の開催（情報企画課）

組合青年部、青年経営者を対象に講習会を開催し、青年経営者の組織化促進と組合活動の拡充強化を図る。

③ 青年部研究会の開催（情報企画課）

組合青年部の活動の活発化を促進するため研究会を開催する。

6. 戦略的連携組織支援事業

(1) 小規模組合支援事業（組織振興課・情報企画課）

組合が取り組む、必要性・緊急性があり明確な事業効果が見込める事業について、中央会の指導と共に必要な支援を行う。

(2) 人材養成事業（情報企画課）

組合や業界の後継者育成が迫られている組合や小規模組合に対して、研究会の開催、専門家の派遣を実施し、組合等に必要とされる高度な人材を育成する。

(3) 地場産品ブランディング支援事業（情報企画課）

昔ながらの地場産品や地場産業を活かして新たに開発した地域産品を有する組合や任意グループを対象とし、対象産品について、商品としての分析を行うとともに、市場調査等を実施し、地域ぐるみによる販路拡大、販売促進方法を研究し、構築する。

(4) 組合活動戦略化モデル事業（組織振興課）

多様化する消費者ニーズに対応するため、中央会が緊急性が高く、意欲ある業界、組合を選抜した後、専門家をコーディネートし、必要かつ有効な活動を組合と共に調査・研究・アレンジしてモデル化する。

また、成功モデルを業界に普及することにより、業界全体の活性化にもつなげる。

(5) 組合コンプライアンス事業（組織振興課）

事務局が脆弱なため、組合運営事務の適切さを欠く組合に対して、専門家を伴って徹底的に事務の検査等を行い、組合運営の健全性を確保すると共に、問題点の解決を図る。

II 特定指導事業（組織振興課）

1. 小企業者組織化指導事業

(1) 小企業者組織化特別指導

小企業者組合及び小企業者を対象に組織制度、事業、経営等につき実地指導相談等を行うと共に実態を把握し、対応策の検討を行う。

(2) 小企業者組織化特別講習会の開催

小企業者組合の役職員及び小企業者を対象に組織制度、事業、経営等の講習会を開催する。

(3) 組合研究集会に対する助成

小企業者組合が行う組織強化、運営の向上、事業の発展向上のための組合研究集会に対して助成する。

(4) モデル組合の指定及び助成

小企業者組合のうち、他の模範となる組合をモデル組合に指定すると共に、教育情報提供事業及び他の小企業者組合に対する成果普及事業に対し助成する。

2. 調査研究事業

特定指導事業推進及び成果向上のための調査研究を行う。

III 協同組合等強化事業

1. 組織支援事業

(1) 組合設立支援

組合等の設立にあたり、組織化の意義、法、制度、運営方法等について十分な理解を得るため、関係機関との連携を図りつつ支援体制の強化を図る。又、必要な資料の整備を行う。

(2) 組織化強化事業

- ① 業界及び地域経済の現況並びに今後の動向等を把握すると共に、随時、関係機関との連絡調整を図る。
- ② 中小企業関係組合制度の普及と組織化の意義、必要性を周知徹底させると共に全般的な支援を行う。
- ③ 既設組合の体質強化と運営の円滑化を図るため、各種相談に応ずる。
- ④ 組合の組織、運営、管理等に関する諸問題の相談について、迅速に対応し早期に解決を図るため、支援体制の拡充強化を図る。

(3) 小規模組合、産地組合振興対策（組織振興課）

地域経済社会において小規模組合、産地組合は重要な役割を担っており、これら組合の活性化は地域振興に不可欠である。このためこれら組合の健全な育成を図るため、きめ細かな支援に努める。

又、小規模組合に対しては、運営が軌道に乗る間、継続支援が必要であり、これの強化に努める。

(4) 金融支援事業（情報企画課）

- ① 商工中金並びに政府系金融機関との連絡を密にし、組合並びに組合員の金融の円滑化を図る。
- ② 中小企業、組合等の財政基盤確立のため各種金融制度、保証制度等の有効活用が重要であり、これら制度の普及を図る。
- ③ 各種金融制度並びに保証制度の周知を図るため、資料の作成・普及、懇談会及び実務研修会等を開催する。

(5) 高度化・近代化推進事業（組織振興課）

高度化、近代化及び経営革新事業の計画組合等に対して専門家を活用し、関係機関との連絡調整を取りながらその内容等について調査研究するとともに研究会等を開催し効果的な事業実施を支援する。

又、高度化事業をすでに実施している組合に対し、その運営状況等の実態を調査するとともに円滑な運営を確保するための支援を行う。その他、近代化諸制度の周知を図る。

(6) 労働支援事業（組織振興課）

組合並びに組合員の労働環境の改善を図るべく、現地での指導強化と共に、労確法をはじめ労働関係諸制度の周知に努める。

(7) 経営改善支援事業（組織振興課）

組合及び組合員企業が経営環境の変化に適時適切に対応し活性化するための定期及び移動相談窓口を設置、専門家又は指導員による集中的アドバイスを実施する。又、関係資料等の整備も併せ行う。

(8) 地域中小商業対策（組織振興課）

景気の低迷、消費者ニーズの多様化、大型店の進出等に伴う商業環境の変化に対応するため、商店街、業界単位で取り組む組合に対し研究会、情報提供等を通じ支援する。

(9) 共済制度推進事業

中小企業倒産防止共済制度を始めとする各種共済制度の普及と加入促進を図り、中小企業経営の安定を図る。又、倒産防止共済復託団体の育成強化を図る。

2. 人材養成事業（総務課）

組合役職員を対象に経済・社会・労働等に関する研修会を開催する他、組合が行う講習会、研修会等

に対し、講師を斡旋、資料を配布し、その内容の充実を図る。又、組合役職員及び中央会職員が先進事例を視察研修することにより、業界育成と指導員の資質の向上を図る。

3. 調査研究事業

(1) 調査事業（総務課）

- ① 中小企業及び組合の健全な発展のため必要な事項について調査を実施、必要に応じ研究会を開催する。
- ② 中小企業関係組合の実態を把握し、今後の組合支援と組織化を促進するため調査を実施し団体名簿を作成する。
- ③ 各種の制度金融、保証制度及び政府系金融機関等に関する知識の普及を図るための手引書を作成し、配布する。

(2) 資料刊行事業（情報企画課）

- ① 中小企業関係の各種情報を収集、又は加工し、会報及び資料等として発行する。
- ② 中小企業や組合等の運営に必要な各種情報を、行政庁、業界団体、研究機関等より収集整理し、情報誌として随時発行する。

4. 振興事業

(1) 中小企業振興事業

- ① 組合業務の啓蒙等を行うため地域代表者との懇談会を開催する。（総務課）
- ② 優良組合、組合功労者等の表彰を行うことにより意識の高揚を図る。（総務課）
- ③ 中小企業施策拡充のため全国大会及び全国会議へ参加する。（総務課）
- ④ 能登半島地震により被害を受けた中小企業者に対し、サポートデスクを設置、各種相談に応じると共に復興計画事業等に対し積極的に支援する。（組織振興課・情報企画課）

(2) 企画調整事業（総務課）

組合の安定的発展を図るため、業種あるいは目的別の委員会を設置、研究討議を行う。

(3) 組合等交流促進事業（組織振興課）

地域内組合及び異業種間の交流を通じて、組合が抱える諸問題や地域振興対策等について情報の交換を行うことにより、新商品、新市場の開拓と組合代表者の人的交流の拡大を図る。

(4) 厚生事業（総務課）

組合及び組合員企業に従事する従業員の福利向上のため各種厚生事業を行う。

5. 組合等経営戦略相談支援事業（総務課）

経済社会の国際化、高度情報化、技術革新、高齢化の進展に伴い、中小企業を取り巻く環境はますます厳しさを増しているが、こうした環境変化に対応し、経営革新、創業の推進、活路開拓、組織の活性化を図るため、各種の情報収集に努めるとともに組合等に対して、中央会役職員等による経営戦略相談・支援事業を行う。

6. 業務管理費

中央会が、情報社会に対応した組合等の総合的支援機関として、十分その機能を発揮するための事業基盤の充実を図る。

7. 組合青年部強化支援事業（情報企画課）

青年中央会では、青年部間の交流事業及び研修事業等により自己研鑽と能力開発に努めているが、今後、県産業界の中核を担うためには、これまで以上に経営能力向上のための取り組みが必要であり次の事業を実施する。

(1) 青年経営者能力強化事業

各青年部の実態について必要の都度種々調査を行い、組合青年経営者の更なる資質の向上と経営能力の開発を図ることを目的に、研究会等を開催する。

(2) 青年部連携強化事業

各青年部間の交流を促進し、相互が抱えている業界の問題点や経験等について意見交換を行い、その問題解決を図ることを目的に、グループ懇談会を開催する。その結果によっては、新分野進出、新製品開発等の研究会を開催する。又、他県の青年部との交流を推進する。

8. 環境適応対策事業（情報企画課）

近年、産業廃棄物の適正処理と資源リサイクルが大きな問題となっていることから、組合を通じてその実態調査を行うとともに、関係法令の周知徹底を図り、その意識高揚を行う。又、業種単位、地域単位でのリサイクル事業についての研究会の開催、先進地事例調査を行う。

9. 組合女性部強化支援事業（組織振興課）

激変する中小企業経営環境の中、各業界において女性の活躍は必要不可欠であることから、女性中央会では組合女性部の設置を推進し、女性部間の連携交流並びに研修を通じた自己研鑽を強力に支援することにより、それぞれの組織の活性化を図るべく、次の事業を実施する。

(1) 女性経営者能力開発事業

組合女性部の結成、活性化を推進するためには、リーダーとなる女性経営者の育成が肝要であることから、女性経営者を対象とした研究会・研修会を開催する。

(2) 組合女性部連携強化事業

組合女性部間の連携交流を促進し、その活動内容並びに相互の抱える問題等について意見交換を行うなど、相互啓発と連携強化を図るため実施する。

(3) 組合女性部啓蒙推進事業

組合女性部の啓蒙普及と組織化を促進するために、各種参考資料を作成提供するとともに、地域別の懇談会を開催する。

IV 中小企業連携支援事業（組織振興課）

「石川県中小企業連携支援プログラム」に基づき、きめ細かな経営相談を実施するとともに、企業連携に意欲があり、その可能性のある中小企業者等に対し適切な助言等を実施することにより、経営資源が不足する中小企業者等の企業連携を支援する。このため、専門家が中小企業者等の財務内容、経営環境等の把握、必要な経営資源の検討、企業連携方策の検討等を行う。また、作成した企業連携計画等の実施に対し、経営の専門家が継続した助言を行う。

V 中小企業景況調査事業（情報企画課）

組合役職員に調査を依頼し、地域・業種・規模別等の中小企業の景況並びに経済活動について定期的に収集、集計分析し中小企業施策及び企業経営の資料として活用する。

VI 官公需情報収集・提供事業（組織振興課）

国等の官公需に係る競争入札参加資格申請受付情報等を収集し、官公需適格組合制度の円滑な運営を図るため審査諮問委員会へ出席するとともに、中小企業組合等に対して情報を提供する。

VII 改正組合法普及円滑化対策事業（組織振興課）

本年4月1日より施行された中小企業等協同組合法、中小企業団体の組織に関する法律等の改正内容等の周知徹底と運営体制の整備を図るための研修会を開催する。

第7回 中央会女性部通常総会開催される

中央会女性部の第7回目の通常総会が5月16日（水）ホテル日航金沢において、来賓として石川県中小企業団体中央会 五嶋耕太郎会長を迎え、33人の出席者のもと開催されました。

総会は、須谷理事の進行により開催、山岸会長挨拶のあと、来賓紹介があり、議長に山岸会長を選任し、第一号議案「平成18年度事業報告、収支予算並びに剰余金処分（案）承認の件」、第二号議案「平成19年度事業計画（案）並びに収支予算（案）承認の件」、第三号議案「平成19年度経費の賦課並びに徴収方法決定の件」、第四号議案「その他」の4議案が上程され、すべて原案どおり承認可決されました。

平成19年度の重点施策として、平成19年3月25日に発生した能登半島地震以来、能登地区を中心に風評被害により大きな経済的ダメージを受けている。組合女性部が一丸となり、中央会女性部活動を通じて「元気な石川」「元気な能登」を全国に発信し、石川・能登への誘客を図っていく。

又女性経営者能力開発事業等を積極的に実施することにより、県内女性部の活性化及び連携強化を図っていく。ということとなりました。

総会に引き続き、有限会社水野雅男地域計画事務所代表取締役 水野雅男氏を迎え、「能登半島地震におけるボランティアのあり方」についての研修会が行われました。

能登半島地震で被害にあった土蔵を再構築し、町に賑わいを取り戻すには、ボランティアの力によるところが大きいことを学び、大変有意義な研修会となりました。

その後、同会場にて、和気藹々とした雰囲気の中、交流会が開催されました。



(議長の山岸会長)



(総会風景)

平成 18 年度 県内新設組合のご紹介

平成 18 年度、県内において 9 組合が新たに設立されました。組合の概要をご紹介します。

(順不同)

名 称	業 種	地 区	組合員数 (人)	出資金 (千円)	事 務 所 所 在 地	代 表 者 名
美川佛壇協同組合	その他の製造業	白山市 能美市 石川郡 野々市町	13	1,030	白山市美川中町イ103番地5	北嶋與八郎
石川県ディスプレイ業協同組合	サービス業	石川県	26	1,300	白山市村井町1675番地5	小作 拓史
福楽笑食協同組合	異業種	七尾市 羽咋市 河北郡内 灘町	5	1,000	羽咋市寺家町ワ98番地16	三宅 利和
しらやまさん表参道振興事業協同組合	異業種	白山市	9	2,700	白山市白山町レ122番地1	出口 勉
オレオウ・ベトナム事業協同組合	異業種	金沢市	4	4,000	金沢市玉川町1番5号	勝山 達郎
白山ビジネス交流事業協同組合	異業種	白山市 能美市	5	1,000	白山市上柏野町183番地	田川 一明
協同組合兼六園会 観光協	小売業	金沢市	14	1,000	金沢市兼六町1番25号	新蔵 實
沢野ごぼう事業協同組合	農林水産業	七尾市	8	1,000	七尾市沢野町ナ部45番地	中川 武伸
能美市管工事協同組合	建設業	能美市	32	3,200	能美市吉原町138番地	裏野 英之

県内の情報連絡員報告

- ・4月のDI値は、前月と比べ「売上高」、「収益状況」、「資金繰り」、「設備操業度」、「業界の景況」の5項目で悪化している。この5項目は2ヶ月連続で悪化している。「販売価格」、「取引条件」の項目において若干改善の動きが見られるものの、「売上高」、「収益状況」、「業界の景況」には反映されていない状況である。
- ・燃料価格、原材料価格の上昇が収益を圧迫しており、一部に従業員の採用難の傾向も見られることから、先行きは楽観できない状況である。
- ・漆器製造業、旅館・ホテル業、小売業、サービス業の売上が減少しているのは、能登半島地震の影響によるものと思われる。

■ 4月

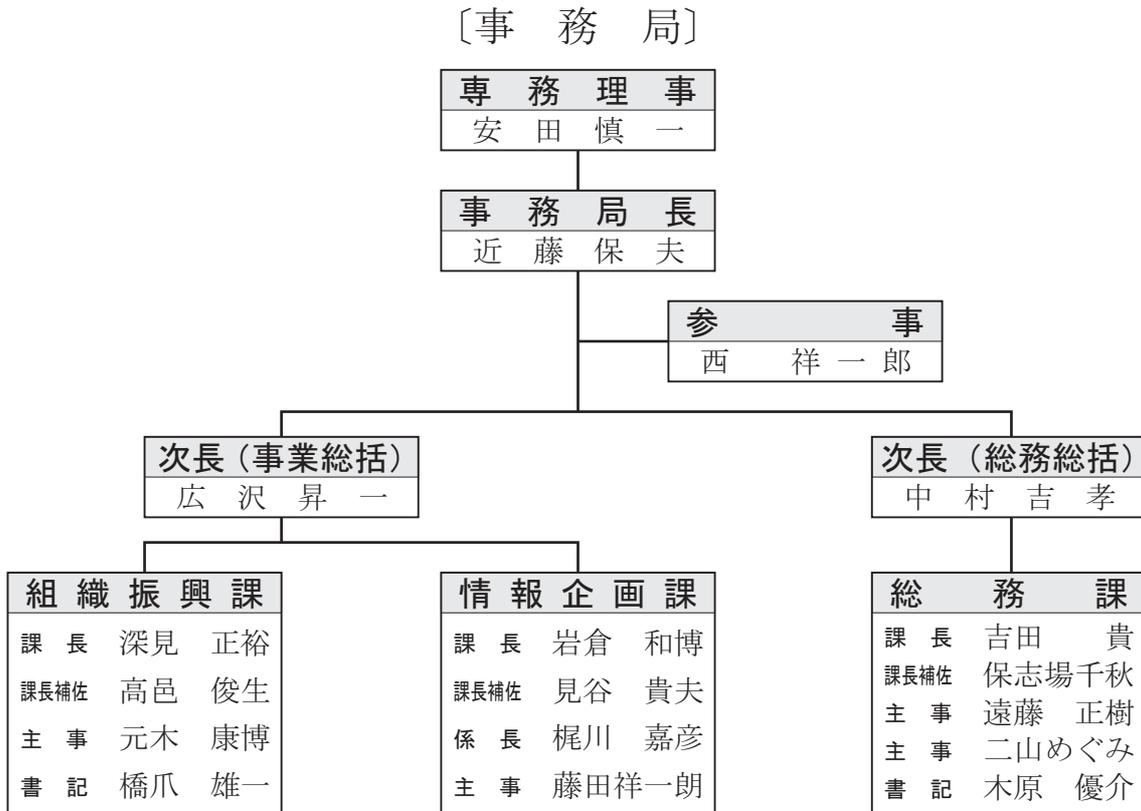
	分類業種	具体的な業種	組合及び組合員の業況等
製 造 業	食料品	調味材料製造業	先月の醤油出荷量は、前年同月に比べてかなり減少した。依然として消費の低迷が続いている。
		パン・菓子製造業	能登地震の影響なのか、観光客が少なく売上も前年度の半分になった。
	繊維・同製品	織物業	先月と同様に依然として厳しい状況が続いている。 10年前と比べて組合員数が半分以下の9社となった。
		その他の織物業	昨年同期に比べて売上は10%減となった。売上の減少は依然として収まらず、期が変わってもこの傾向に変化は無い。現状では大幅な収益の悪化は避けられない状況である。今後も組合員のみならず、組合経営も厳しい状況が続くものと考えられる。
	木材・木製品	製材業、木製品製造業	能登半島地震の影響により、組合員も被害を受け、仕事に差し障りが生じている。また林道や作業路に決壊箇所が幾つもある様で、入庫量が減少している。
			4月度の売上は、ほぼ平年並みであった。資材価格は、基本的には上昇要因の方が多いにもかかわらず、横ばいが続いている。
	窯業・土石製品	砕石製造業	4月の組合取扱い出荷量は、前年同月に比べて、生コン向け出荷10.8%減、合材用アスファルト向け29.5%減で推移し、全体出荷量で13.4%減となった。このような厳しい状況にあり、組合員の生産の協業化及び集約化を推進する中、新たに1社が失業を凶った。
		陶磁器・同関連製品製造業	依然として売上の低迷が続いている。5月の初旬に開催される九谷茶碗祭りを起爆剤にしたいと思っている。
		生コンクリート製造業	県内の生コンクリートの出荷状況は、前年同月比83.6%と大幅なマイナス出荷となった。地区状況は、南加賀、鶴来・白峰地区がプラスとなったものの、金沢、羽咋・鹿島、七尾、能登地区はマイナスとなった。官公需は55.6%と半減に近いマイナスとなったが、民需では102.9%とプラスになった。
		粘土かわら製造業	前年同月に比べ売上が7%増加している。その他として、能登半島地震の復旧工事は、とりあえず雨漏りがしないような応急工事が多かった。本格的な屋根の復旧工事はこれからになると思われる。

	分類業種	具体的な業種	組合及び組合員の業況等
製 造 業	鉄鋼・金属	一般機械器具製造業	以前に比べ落ち着いてきた感がある。最近では周囲を見る余裕が出て来た感じである。しかし好況である事には間違いがない。
		非鉄金属・同合金圧延業	売上高や収益状況が前年同期に比べて悪化している。その他は特に変化は認められない。
		鉄素形材製造業	景況の持続は感じられるが、受注に関しては企業間格差があるものの、全体的に減速している。一方、鑄造諸資材の高騰は続き、受注や企業経営を圧迫している。これらに伴う鑄造製品の値上げ交渉は、ユーザーにより理解度が異なり、難航しているのが現状である。鑄造業界は、「10年後のあるべき姿」に取り組むべき「鑄造産業ビジョン」を策定し、業界の体質改善、再編成等で底上げを図り、取引先の競争力激化に繋がる製品供給を目指し、取り組んでいるところである。
			前月と同様に著しい変化は生じていない。
	一般機器	繊維機械製造業	鉄工業界は好調な生産が続いている。4、5月は仕事量が若干少ないところもあるが、組合員は、6月以降は忙しくなるはずであると楽観視しているようである。
		プレス、工作機械	4月はエンドユーザーから値下げの要求がかなり出てきており、苦慮を強いられている。さらに連休中の納品も強いられ、休日の出勤者数も増加している。
		機械器具及び其の他金属製品の製造	一部不況業種も見られるが、電機鉄工関連は順調に推移しており、社員数も増加傾向にある。
		機械金属、機械器具の製造	特に変化は無く、相変わらず高レベルの操業が維持されている。繊維機械は増産傾向にあり、建機・工作機械もすこぶる好調といえる。先行きについても今のところ懸念材料はなさそうである。
	その他の製造業	漆器製造業	能登半島地震による被害で売上が減少している。生産も一時出来ない状態となり、今後の資金繰りの悪化も心配される。
			山中漆器産地は、3月に引き続き4月も昨年対比ほぼ同様の生産額となった模様。新年度に入って、カタログ販売や山中漆器伝統産業会館の販売にも記念品需要に新しい動きが見られるなど明るい兆しも感じられる。また漆器祭も好天に恵まれて、人手・売上ともまずまずの成果を挙げられたようである。
非 製 造 業	卸売業	繊維品卸売業	特に変化は認められない。
		農畜産物・水産物卸売業	能登半島地震の影響からか4月分の取扱高が大きく減少している。地域の問題なのか業界全体なのかもう少し推移を見ていきたい。
		一般機械器具卸売業	組合員企業各社とも昨年度は、悪い中にもそこそこの数字が残せたようである。ただ、県下において工事店の倒産が2、3社発生しており、今後も心配される場所などもあり、先行きが不安である。

	分類業種	具体的な業種	組合及び組合員の業況等
非 製 造 業	小売業	燃 料 小 売 業	安値地域で値取り不足をカバーするための値上げが進んでいる。その他、5月の大幅値上げの前に各社在庫を蓄える動きが目立ってきている。
		機 械 器 具 小 売 業	4月に入り、液晶・PDPテレビの好調は続くが、その他の白物家電品を中心に低迷が続いており、トータルでは、前年比95%の伸びにとどまった。
		男 子 服 小 売 業 婦 人 ・ 子 供 服 小 売 業	先月に引き続き天候不順及び能登半島地震災害の影響から客数が減少した。但し、客単価は向上しつつある。春物衣料の苦戦もあり、前年比95.5%で推移した。
		鮮 魚 小 売 業	先月に起こった地震の影響により漁業関係の動向が心配であったが、漁は行っているとの事であったため安心してはいる。
		百 貨 店 ・ 総 合 ス ー パ ー	4月の売上は予算比85.3%、前年比96.8%と前年を下回った。特に衣料・服飾品関連の店舗のほとんどが売上・客数共に下回った。4月の初めに周年祭のイベントを行い、集客力のアップにはなったものの、売上単価の高い衣料・服飾関係は売上増には繋がらず、反面、飲食・食品等の日用品関係は売上や客数が前年を上回った。集客イベントを行っても、日用品以外の商品に関しては、価格訴求がないと売上が伸びないように思われた。
		米 穀 類 小 売 業	4月は、販売数量の伸びを期待したが微増であった。大型連休に入り、縁故米の出回りや、農家直売が多くなり、小売店の販売数量は減少続きとなり、一方、業務用の安値納入要求で、米業界は戦々恐々としている。また、大型グループ同士が経営統合され、強力なリーダーシップを発揮し、米穀業界の再活性化を図ってほしいところである。
		他に分類されない その他の小売業	地震による風評被害と全国地方選挙による影響から観光客が大きく減少している。
	商店街	近 江 町 市 場	ゴールデンウィーク前半は前年に比べ客数が2割減。後半に期待したい。
		尾 張 町 商 店 街	4月は妙に静かな月となってしまった。特別に騒ぐ事も無く、特別な売上も無く、ただ何となく静かに過ぎる月……。商売屋にとっては、身も凍るような売上低迷となった感がある。能登の震災の影響もあり、取り立てて大きな商いが見えなかった。
		片 町 商 店 街	外食産業の出店が増加し、小売や物販関係のお店は減少している。最近では、台湾からの観光客が多くなってきている。
豎 町 商 店 街		昨年同月に比べて売上は減少している。理由として考えられるのは、駅前も含め、マーケットが拡大しているのに対して、消費者の量がついていない事が考えられる。	

	分類業種	具体的な業種	組合及び組合員の業況等
非 製 造 業	サービス業	旅館、ホテル	能登半島地震の影響により団体客のキャンセルが相次いでいる。石川県全体に対する不安感が強い傾向があり、個人旅行者客の数も大幅に減少している。
			能登半島地震の県下同一地域としての風評的影響が大きく、宿泊人員は前年に比べ20%減少している。今日も予約の発生、問い合わせが無い現状にある。石川県、北陸地域を避ける様相が強く、全く厳しい状況が持続している。また依然として景況感に現実味が感じられない。
		サービス業	能登半島地震による影響からキャンセルが相次いでいる。今後、北陸三県、石川県レベルでの払拭キャンペーンを行う必要がある。安全性や石川県の元気をアピールする対策を多く展開していく事が必要である。
		自動車整備業	継続検査実績車輻数は、前年同月比1.3%増、前月比45.1%減となった。新規検査状況は、前年同月比8.6%減、前月比54.7%減となった。
	建設業	一般土木建築工事業	公共事業の縮減による受注競争が激化しており、受注金額の低下に伴い不採算工事が増加している現状である。一方、原油価格や資材等仕入れ単価の上昇に反して、販売単価の低下・上昇難等といった苦しい経営状況が続いている。
		板金・金物工事業	能登半島地震による受注が奥能登地方で活発化している。その他として材料費の高騰が続いており、収益を圧迫している。
		管工事業	管工事業界を取り巻く環境は、受注価格の低下傾向に歯止めがかからない。公共工事の入札・契約制度の透明性、公平性の観点から、更に競争性が高められ、これまでの価格のみの競争から、価格と品質の総合的な評価が強く求められる等、一段と厳しさが増している。
	運輸業	一般貨物自動車運送業	軽油価格は5月にまた6円程度の値上げの要請があった。価格の安定が望まれる。3年前からの軽油価格の値上げ分の運賃転嫁が一向に進んでいない。日本トラック協会では、今年度の重点課題として「適正運賃収受」、「自動車関連税制改正」を取り上げ、業界の力の結集を呼びかけている。
		一般貨物自動車運送業	売上高はやや増加したものの、相変わらず取引条件は好転しない。また、これまで下がっていた軽油価格も増加しており、収益状況は厳しいものとなっている。

平成 19 年度 中央会事務局組織図



事務局新規役職員の紹介

専務理事 安田 慎一

4月から中央会にお世話になっております。多様な業種の皆様とお会いし、日々新たな経験を重ね、仕事に向かう活力をいただいております。

もとより微力ではありますが、「中小企業の協同組織で、創造と発展」を目指し、精一杯努力してまいる所存であります。ご指導ご鞭撻を賜りますようよろしくお願いいたします。



総務課 書記 木原 優介

4月から中央会に入りました木原優介です。まだ入って二ヶ月足らずなので、知らないこと、学ばなければいけないことばかりです。先輩方に教わり、助けてもらいながらも早く仕事を覚えようと、日々努力しております。まだまだ半人前の自分ですが、どうか温かい目で今後の成長を見守って下さるようお願いいたします。



組織振興課 書記 橋爪 雄一

今年度新しく中央会に入りました橋爪雄一と申します。3月まで学生でしたので、社会人としても中央会職員としても学ぶことがたくさんあり、入って2ヶ月が経ちましたが、あっという間のように思えます。今は、職場の先輩に仕事を助けられながら、組合についても少しずつ学んでおります。ご迷惑をかけることもあるかもしれませんが、一生懸命頑張りますのでご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。



第59回中小企業全国大会(東京都)開催のお知らせ

●キャッチフレーズ：「連携、創造、発展」

◇開催期日：平成 19 年 10 月 25 日（木）

13 時 30 分～ 16 時 00 分（予定）

◇開催会場：国技館 東京都墨田区横綱 1 - 3 - 28

来 賓 関係大臣、政党代表、中央関係機関の長

内 容 議 事（議案審議、意見発表、決議）

宣 言

祝 辞

表彰式（優良組合、組合功労者、中央会優秀専従者）

参加者 約 4,000 名

個別専門相談室開催のご案内

本会では、中小企業が正確な経営情報を獲得し、適切な経営判断を支援するため、組合、中小企業任意グループ及び公益法人等を対象とし、専門家を招聘し、事業運営等の相談に応ずることを目的とした個別専門相談室を設けておりますのでお気軽にご相談下さい。

なお、予約制のため相談希望の方は当日までに本会へご連絡願います。又、予約多数の場合、相談時間の短縮をお願いする場合がありますので予めご了承下さい。

*連絡先 TEL 076-267-7711

《日 程》

開 催 日	時 間	内 容	専門相談員
7 月 12 日（木）	10：00～12：00	税務・経営相談	税 理 士 坂 井 昭 衛
	13：00～15：00	法 律 相 談	弁 護 士 久 保 雅 史

《場 所》

金沢市鞍月 2 丁目 2 0 番地

石川県地場産業振興センター新館 5 階 石川県中小企業団体中央会 会議室

決算関係書類等の提出をお忘れなく

組合は法律の規定に基づき、毎事業年度、通常総会終了の日から2週間以内に、事業報告書、財産目録をはじめとする財務諸表等を取りまとめた決算関係書類を、所管行政庁に提出しなければなりません。

また、役員の変更（氏名・自宅の住所の変更、選挙・選任による変更）があったときも、その変更の日から2週間以内に、役員変更届を所管行政庁に提出しなければなりません。

さらに、組合の定款を変更する場合は、所管行政庁へ定款変更の認可申請を行い、認可を得なければなりません。

《決算関係書類の提出について》

組合は、定款で定めるところにより、毎事業年度終了後2ヶ月以内に1回、通常総会を開催しなければなりません。また、組合は、毎事業年度の決算関係書類提出書を、通常総会開催の日から2週間以内に、所管行政庁に提出しなければなりません。

提出書類は、

1. 様式に基づく決算関係書類提出書
2. 事業報告書
3. 財産目録
4. 貸借対照表
5. 損益計算書
6. 剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書類
7. 決算に係る通常総会議事録又は通常総代会議事録（謄本）

※決算関係書類の提出は、理事の義務です。

所管行政庁に対する決算関係書類の提出を怠った場合、行政庁による検査等の対象になります。

《役員変更届書の提出について》

役員の変更（氏名・自宅の住所の変更、選挙・選任による変更）があったときも、その変更の日から2週間以内に、役員変更届を所管行政庁に提出しなければなりません。例えば、改選期の場合、全ての役員が再選されたとしても役員変更届を作成し、提出しなければなりません。

※ 代表理事の変更（同一人の重任・再任を含む）があった組合は、変更の日から2週間以内に、変更登記をしなければなりません。

《定款変更について》

事業を追加する、役員の定数を減少するなど定款を変更する場合は、所管行政庁の認可を必要とします。また、その内容によっては総会決議前に所管行政庁との協議が必要となる場合もありますので、事前に所管行政庁又は中央会にご相談下さい。

各提出書類について、ご不明な点がございましたら、お気軽に中央会までお問い合わせ下さい。

TEL 076-267-7711 <http://www.icnet.or.jp> → **組合運営**

設備投資は《公的制度》が

バックアップ

申込受付中

皆様方のご利用を
お待ちしております。

無利子で
助かるなあ！

これで安心
導入できるぞ！

設備資金貸付制度

設備資金の1/2までを無利子で長期貸付します。

貸付利息/無利子

設備貸与(割賦)制度

設備を当機構が購入し、長期・低利で貸与します。

割 賦/利率：年2.75%

リース/利率：1.408~3.006%

●県からの利子助成
1.00~0.50%
(貸与期間中・7年以内)

+

●市町からの利子助成
2.0~1.00%
(3年間)

※対象市町に限られますので、
詳細はお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

財団法人 **石川県産業創出支援機構** 経営支援部 設備資金課

〒920-8203 金沢市鞍月二丁目20番地 石川県地場産業振興センター新館1階

Tel.(076)267-1174(直通) Fax.(076)267-3622
1001(代表)

URL <http://www.isico.or.jp> E-mail info@isico.or.jp

ご利用下さい「信用保証制度」

中小企業の皆さまの事業を
信用保証でバックアップ！

◆保証限度額は、最高2億8千万円（組合の場合は4億8千万円）

◆ご負担は信用保証料だけ。—相談料・用紙代金など一切不要—

私達は、中小企業の皆さまの実績、将来性、企業家としての意欲などを総合的に評価させていただきます。皆様の事業資金ニーズにお応えすべく、地方公共団体とタイアップした「制度融資保証」をはじめ、50種類以上の保証をご用意しています。中には、国の施策による特別な融資を対象とした上記限度とは別枠の保証もあります。信用保証料の基本料率は、年0.5～2.2%の9段階ですが、保証の種類等により、低率のものや引き下げ措置がとられているものもあります。詳しくは下記窓口へお気軽にお問い合わせ・ご相談ください。

◆ご利用いただける中小企業者の規模

資本金または常時使用する従業員のいずれかが下表に該当する場合、保証対象となります。

業 種	資本金	従業員
製造業など（運送業・建設業を含む）	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

◆活用しやすい4つの大きな特長があります。

1. ニーズに合わせて選択!

創業される方・創業後間もない方は「**創業者支援融資保証**」等、また、資本市場からの事業資金調達が可能となる「**中小企業特定社債保証**」等、資金ニーズに応じた様々な信用保証制度をご用意しています。なお、「**県制度融資**」の保証をご利用になると、信用保証料や金利負担の軽減が図れます。

2. 保証人がいない、担保提供が困難な時…

保証人は、原則として法人は代表者の方のみ、個人事業者の方は不要となります。また、「**売掛債権担保融資保証**」は、中小企業の皆さまが自ら有する売掛債権のみを担保とし、売掛先からの入金を待たずに資金調達が可能となります。

3. 長期借入れや反復継続の信用保証も可能!

長期の借入れには、「**長期経営資金保証**」（運転資金15年以内・設備資金20年以内）を、また資金必要時に何度でも調達、余裕のあるときに返済する反復利用可能な「**当座貸越根保証**」や「**事業者カードローン根保証**」もあります。

4. 経営状況が厳しい時にもまずご相談を!!

厳しい経済環境の中、やる気と能力のある中小企業の皆さまの円滑な資金供給が確保されるよう、「**経営安定関連保証**」や返済緩和と資金繰り安定化を図る「**借換保証**」等のセーフティネット保証のメニューも充実しております。

※個人情報保護法に基づき、ご相談の際に身分証明書のご提示をお願いする場合があります。

※事業規模・営業実績などにより保証限度額までご利用できない場合や、業種・資金使途などにより保証をお断りする場合がございます。



石川県信用保証協会

◇業務部 ◇再生支援室

〒920-0918 金沢市尾山町9番25号

TEL (076) 222-1522(代) FAX (076) 222-1514

ホームページアドレス <http://www.incl.ne.jp/cgc-ishikawa/>

経営者の皆様へ

法人向け生命保険のご案内

企業を取り巻く様々なリスクに対しては、目的に合った生命保険で準備することが必要です。

生命保険でのご準備は十分でしょうか？

準備すべき目的

生命保険での対応方法

当社の
生命保険商品

事業保全資金対策
社長が万が一亡くなられた場合

死亡保険金を、
●借入金の返済や運転資金に充当
●従業員の給与を確保

ザ・ベクトル
定期保険R

経営者・役員の
**退職慰労金・
弔慰金の準備**

死亡保険金による
●経営者・役員の死亡退職金・弔慰金の準備
満期保険金（解約返戻金）により、
●経営者・役員の退職慰労金の準備

ステイタスM
ザ・らいふ
プラウド

従業員の
**退職慰労金・
弔慰金の準備**

死亡保険金による
●従業員の弔慰金の準備
満期保険金（解約返戻金）により、
●従業員の退職慰労金の準備

ステイタスM
ザ・らいふ

経営者の
**事業承継対策
相続対策**

死亡保険金・満期保険金（解約返戻金）により、
●相続税の納税資金・自社株買取資金の準備

プラウド

保険料支払いにより
●自社株評価引下げにつながる

ステイタスM

三井生命保険株式会社 金沢支社

〒920-0853 金沢市本町2-15-1 ボルテ金沢7F TEL 076-222-0612



Ishikawa

IT

Human Resource Development
Center

「経営・技術革新」を支える総合的な人材育成を目指して

株式会社 石川県IT総合人材育成センター



「いしかわビジネススクール」、「いしかわ技術経営(MOST)スクール」、情報技術に関連する研修講座を開講。研修講座の総合化と中核人材の育成に力点を置いた研修サービス、受託研修サービスなどをご提供します。

〒920-8203 石川県金沢市鞍月2丁目1番地
TEL : 076-267-8000 FAX : 076-268-8570
<http://www.ishikawa-sc.co.jp>

これからのユビキタス社会。
キーとなるのは、安心・安全です。

SECURE OFFICE 

&

SECURE LIFE 



ICCのセキュリティソリューションで、オフィスに安全、くらしに安心をお届けします

● オフィスのセキュリティソリューション

情報漏洩対策ソフト パソコン警備隊
セキュリティアプライアンスサーバ Lucida SecurOffice™

● くらしの安心安全ソリューション

自治体メール配信サービス 児童防犯GPSサービス
学校メール配信サービス 地図情報配信サービス 他

 株式会社
石川コンピュータセンター

〒920-0398 金沢市無量寺町八6番地1
TEL (076) 268-8311 <http://www.icc.co.jp/>
[拠点] 野々市、東京、名古屋、大阪、富山、福井